

琵琶湖集水域における漁業・漁村

第1節 琵琶湖岸漁村の類型と変化

1. 琵琶湖岸漁業者・漁村の階類型

今日では既に漁村としての景観すら失なう程、非漁家と漁家の混住が進んだ集落が増加しつつある。かつては、琵琶湖岸に、特に琵琶湖大橋以北では、高度経済成長期を迎えるまでは、一見して漁業者集落と判る集落が点在したものである。そうした漁業者集落は、総じて小字単位にとどまり、それぞれ独立した漁業協同組合を持ち、その集落地先の湖岸周辺の湖面をその集落帰属漁場とする場合が多かった。

今日、そうした湖岸集落への非漁業者の入り込みが進み、漁業者の脱漁化も著しいなどのために、かつての漁業者集落も「混住」集落化が著しい。しかし、漁業協同組合は形骸化した漁業者集落にも現在も存続している。1983年現在、湖岸一帯に点在する漁業協同組合数は41を数え、湖中に位置する沖島を除けば、湖周約235kmにはほぼ6km間隔に1漁協の割合で点在している勘定になる。同一漁協員が複数の漁業者集落に分散している場合もかなりあり、漁協の数が漁業者集落の数を表わすとは言えないが、少なくとも、現在の漁協数以上の漁業者集落が湖岸一帯に散在していたことは認めねばなるまい。

1871年(明治4年)に寺社領禁漁区廃止や職業選択・移住の自由等が決まり、今日の漁業の展開が可能となって以来、漁業者数は急増するのだが、その実数が最初に明らかにされたのは1886年(明治19年)で、漁業組合準則が公布され、漁業組合設置を全国に布達された年である。当時、県下の「捕魚採藻業戸数2,619戸(専業422、兼業629、耕作兼業1,568—うち自作519、小作1,049)¹⁾」であったとされるが、湖面漁業者のみでなく、河川でのヤナ(築)・漬柴などを行なう者も含まれていたようである。

これらの漁業者戸数を地域別に初めて明らかにされるのは、1891年(明治24年)で、表2-1-1に示す通り、捕魚採藻業戸数すなわち漁家は2,416戸を数えられるが、湖岸から離れた野洲川上流域の甲賀郡にも数えられている。こうした河川上流域漁業者は、今日では24組合を数える河川漁協に属する(河川漁業・漁協については次年度報告の予定)が、当時は湖岸の漁業者と河川漁業者の区別はなかったわけである。

表2-1-1 1891年滋賀県下漁業者戸数

郡名	総業	専業	兼業	耕作兼業	
				自作	小作
滋賀	659	244	227	157	31
栗太	357	199	74	8	76
野洲	75	26	6	17	26
甲賀	20	4	15	—	1
蒲生	161	62	37	34	28
神崎	229	38	31	81	79
愛知	10	1	4	2	3
犬上	171	74	30	24	43
阪田	163	48	32	9	74
東浅井	101	23	19	33	26
伊香	113	13	11	27	62
高島	357	48	102	46	161
計	2,416	780	588	438	610

注) 滋賀県「明治32年滋賀県統計書」より

表2-1-2 1905年滋賀県下漁業権漁場数・漁船数

郡市名	鮎	築	張網	漬柴	漁船
大津	5	—	—	—	14
滋賀	70	2	—	19	206
栗太	142	—	—	84	73
野洲	170	5	—	189	9
蒲生	139	—	1	178	120
神崎	179	1	4	353	769
愛知	69	4	—	562	371
犬上	86	3	—	96	39
阪田	82	3	—	32	35
東浅井	187	3	—	143	93
伊香	8	9	—	14	15
高島	193	9	—	325	919
甲賀	—	2	—	—	—
計	1,330	41	5	1,995	2,663

注) 滋賀県「明治38年滋賀県統計全書」より

表 2-1-3 1905年滋賀県下漁業組合

漁協名	所在地名	組合員数
沖島	蒲生郡島村大字沖島	77
知内	高島郡百瀬村大字知内	108
志那	栗太郡常盤村大字志那	121
余呉	伊香郡余呉村大字川並及下余呉	119
松原	犬上郡松原村	230
石寺	愛知郡稻村大字石寺	139
北舟木	高島郡本庄村大字北舟木	175
南津田	蒲生郡岡山村大字南津田	142
濱	高島郡川上村大字濱分	102
計		1,213

注) 滋賀県「明治38年滋賀県統計全書」より

表 2-1-4 1909年設置された魚揚場一覧

市・郡名	魚揚場所在地
大津市	大津市威儀町
滋賀郡	膳所、下坂本、堅田、和邇、北小松
栗太郡	大石、黒津、矢橋、北山田、志那、下物、瀬田
野洲郡	赤野井、木濱、幸津川、吉川、野田、野
蒲生郡	八幡、沖島、常楽寺、下豊浦
神崎郡	伊庭、福堂
愛知郡	新海、柳川
犬上郡	三津屋、八坂、彦根、松原
坂田郡	磯、朝妻筑摩、長濱、相模
栗浅井郡	川道、南濱、八木濱、下八木、早崎、延勝寺、尾上
伊香郡	片山、塩津、大加
高島郡	海津、知内、濱分、今津、針江、北舟木、四津川、大溝

注) 川端重五郎「湖沼の水産」昭和6年水産社刊より

これらの漁業者の営んだ漁業種類の一端が全県的に数値として明らかにされるのは1905年(明治38年)で、当時の漁業権漁場数・漁船数を市・郡別に捉えられたのが表2-1-2である。ただし、当時の漁船数のなかには、農業用肥料としての藻を採取する「採藻泥」用の「小廻船」(河川・内湾での竿漕ぎ小舟)も含まれているようであり、実際の漁船数は約2,000隻とみてよいだろう。それにしても、漁業権漁場の多い地域と漁船の多い地域とは必ずしも一致せず、地域による漁業のパターンの違いのあることを暗示している。このデータが明らかになった1905年には漁業組合は県内に表2-1-3に示す9組合(組合員総数1,213名)しかなく、その前年の1904年(明治37年)には僅かに5組合(組合員総数637名)しかなかった。従って、当時の漁協のあるところ即漁村という訳にはいかなかったのである。

ところが、1909年(明治42年)産業組合法の公布に基づき、琵琶湖水産物販売組合が創設され、琵琶湖および内湖・入江、勢多川筋での全漁獲物をこの販売組合で扱うことになり、県下に53カ所の魚揚場を設置することになった。この魚揚場は漁村毎に漁獲物の集荷を図る体制として設けられたもので、その限りで、この魚揚場数がほぼ湖辺漁業者集落数を表わすものとなった。この魚揚場設置場所は表2-1-4に示す通りである。この魚揚場が拠点となり、その後、漁業組合が設立されて行き、水産組合へと改編され、戦後1949年以後逐次漁業協同組合が設立されていくことになる。従って、冒頭に述べたように、今日の状況はまさに漁協の所在地即漁村とみることが出来るが、かつては魚揚場が漁村の所在を示す指標となっていたといえる。

1910年(明治43年)に沖島(当時蒲生郡島村字沖島)に動力船が導入されたが、この前後から漁業が全般的に自給的な「おかず採り」からの脱皮に向い、河川での濱柴漁法も影をひそめるようになった。同時に漁業就業者も増加の一途をたどり、1928年に漁業就業者数は戦前・戦後を通じて最多となる。その後、1930年を境に、昭和恐慌の影響や、それに続く戦時体制への移行なども手伝ったのであろうが、漁業就業者も漸減に向う。この漁業就業者最多時の1930年の琵琶湖岸一円の村落毎の漁業就業者数は表2-1-5に示す通りである。

この1930年当時は、表2-1-5にみるように、大津市・堅田町・瀬田町・彦根町・米原町・今津町・大溝町以外は行政区画も村単位で、漁村の実態を捉え易いが、その後は市・町への行政区画整備が進み、漁村と非漁村を統合した行政区画が増え、村落単位の把握がしにくくなる。そうした行政区画整備の進捗には、単に人口変化があったからに止まらず、就業業種の変化や地域内の産業構造の変化なども伴っている訳で、漁村としての色彩の希釈・喪失といった変化を伴うものである。そうした点で言えば、今日では漁業者集落としての単純な形の漁村を見ることはきわめて難かしくなっているが、1930年頃の様子は県下の湖岸漁村の

表2-1-5 琵琶湖岸村落・市町村別漁業就業者数

	1930年(昭和5年)						1960年(昭和35年)		1980年(昭和55年)		
	市町村 番号	漁 撈			養 殖 製 造	合 計	1930年 市町村 番 号	漁業・養殖業	1930年 市町村 番 号	漁業・養殖業	
		小 計	本 業	副 業							
大 津 市	1	16	6	10	50	66	1~6	大津市 49	1~8.16	大津市 232	
滋 賀 郡	石山町	2	19	8	11	35	54				
	膳所町	3	98	11	87	20	118				
	滋賀村	4	14	—	14	59	73				
	下阪本村	5	88	6	82	—	88				
	雄琴村	6	53	—	53	58	111				
	堅田町	7	390	294	96	31	421	7・8	堅田町 143		
	真野村	8	10	3	7	3	13				
	和邇村	9	102	12	90	3	105	9・11	志賀町 36	9~11	志賀町 33
	木戸村	10	185	8	177	3	188				
	小松村	11	261	151	110	69	330				
栗 太 郡	常盤村	12	89	13	76	17	106	12~15	草津市 205	12~15	草津市 152
	笠縫村	13	132	4	128	42	174				
	山田村	14	135	72	63	12	147				
	老上村	15	108	1	107	22	130				
	瀬田町	16	380	20	360	90	470	16	瀬田町 26		
野 洲 郡	小津村	17	92	—	92	50	142	17・18	守山町 146	17・18	守山市 100
	速野村	18	351	9	342	6	357				
	中洲村	19	250	30	220	18	268	19・20	中主町 47	19・20	中主町 33
	兵主村	20	212	5	207	45	257				
	北里村	21	219	3	216	6	225				
蒲 生 郡	岡山村	22	149	11	138	1	150	21~25	近江八幡市 267	21~25	近江八幡市 428
	宇津呂町	23	149	6	143	—	149				
	島 村	24	369	217	152	8	377				
	金田村	25	174	—	174	27	201				
	安土村	26	236	28	208	5	241	26	安土町 26	26	安土町 14
神 崎 郡	能登川村	27	18	—	18	—	18	27~29	能登川町 57	27~29	能登川町 21
	伊庭村	28	56	22	34	—	56				
	栗見村	29	259	27	232	56	315				
愛 知 郡	稻 村	30	50	—	50	1	51	30・31	稻枝町 47	30~35	彦根市 91
	稻枝見村	31	26	3	23	2	28				
犬 上 郡	彦根町	32	197	4	193	19	216	32~35			
	松原村	33	55	12	43	7	62				
	北青柳村	34	13	—	13	3	16				
	磯田村	35	159	45	114	48	207				

		1930年(昭和5年)						1960年(昭和35年)		1980年(昭和55年)	
		市町村 番号	漁 撈			養 殖 製 造	合 計	1930年 市町村 番 号	漁業・養殖業	1930年 市町村 番 号	漁業・養殖業
			小 計	本 業	副 業						
阪 田 郡	米原町	36	258	84	174	13	271	36	米原町 35	36	米原町 47
	法性寺村	37	86	—	86	65	151	37	近江町 4	37	近江町 3
	六荘村	38	7	4	3	—	7	38・39	長浜市 13	38・39	長浜市 9
	長浜村	39	74	—	74	17	91				
東 浅 井 郡	朝日村	40	169	57	112	15	184	40	湖北町 120	40	湖北町 62
	竹生村	41	106	11	95	—	106	41・42	びわ村 62	41・42	びわ町 51
	大郷村	42	195	41	154	2	197				
伊 香 郡	古保利村	43	27	5	22	—	27	43	高月町 6	43	高月町 7
	伊香具村	44	20	3	17	22	42	44	木之本町 1	44	木之本町 4
	塩津村	45	86	5	81	—	86	45・46	西浅井村 34	45・46	西浅井町 49
	永原村	46	63	14	49	64	127				
高 島 郡	海津村	47	72	8	64	39	111	47・48	マキノ町 17	47・48	マキノ町 64
	百瀬村	48	63	27	36	47	110				
	川上村	49	63	7	56	10	73	49・50	今津町 16	49・50	今津町 31
	今津町	50	113	38	75	78	191				
	大溝町	51	100	1	99	46	146	51	高島町 14	51	高島町 3
	青柳村	52	159	1	158	3	162	52~54	安曇川町 44	52~54	安曇川町 53
	本庄村	53	90	14	76	10	100				
	新儀村	54	136	4	132	3	139	54・55	新旭町 5	54・55	新旭町 4
養庭村	55	102	2	100	2	104					
合 計			7,103	1,357	5,746	1,252	8,355		1,535		1,491

- 注) 1. 1930年は『昭和5年滋賀県統計全書』より湖岸部村落のみを拾う(河川漁業従事者を控除するため)、湖岸部村落のなかにも一部は河川漁業のみの従事者が含まれる可能性もある。なお、河川漁業でも安曇川ヤナ・姉川ヤナ・知内川ヤナなどの現湖面関係漁協の営むものは全て含めた。元資料は国勢調査(10月1日現在)。
2. 1960年は『昭和35年滋賀県統計書』より湖岸部村落を拾う、各市町村中には湖岸旧村落以外も広く合併されているが、それらは旧村落レベルで点検して各市町村内のうち非湖岸旧村落は控除(河川漁業従事者控除)した。就業者数は産業別人口調査による。元資料は国勢調査(10月1日現在)。
3. 市町村番号53(新儀村)は、安曇川町と新旭町に分割帰属しているため、1960年の旧市町村番号は双方に表示した。
4. 1980年は『昭和55年10月1日現在国勢調査』より湖岸部村落を拾う。拾い方は1960年に同じ。

全体像を捉えるには好時点であったと言える。とは言うものの、表2-1-5は湖岸市町村を全て拾い、55市町村を数え、先述の漁場数53にはほぼ匹敵するものの、行政区画としての市町村と、こゝでいう漁村とは一致せず、冒頭に述べた小字単位の漁業者集落を含んでいるということに外ならない。

それにしても、表2-1-5で見える限り、漁業就業を(本業=主業と副業に分類されているが)副業より本業とする者の方が多いのは、緊田町・小松村・山田村・島村の4町村位で、ほとんどの市町村で副業とする者の方が多い。県下計では、本業が1,357人、副業が5,746人と、副業が本業の約4.4倍を占めている。また、養殖・水産製造就業者の方が漁撈就業者より多い市町村も大津市周辺および湖北部・湖西北部に限られて

いるというものの8市町村を数える。こうした点に、漁業のあり方や立地上の湖辺漁村の特長を窺わせる。こうした特長は、同時に各漁村の形成に至る系譜にも強く影響を受けている。むしろ、琵琶湖周辺漁村は、その生成の系譜と立地によってそれぞれの特長を大きく異にすると言って差し支えないだろう。

各漁村生成の系譜と立地は深い関わりがあり、不離の相関を持つものであると同時に、操業する漁業種類や個別か集団操業かといった操業形態あるいは村内の階層構成の有無などにもかなり鮮明な相違を見せている。一つの湖の縁辺に位置しながら、こうした相違を見せるのは、基本的には次のような6点がベースとなっていると考えられる。

一つには、琵琶湖漁業が漁業資源の乱獲抑制のコンセンサスに裏打ちされた消極的操業を維持するという建前に永らく貫かれ、伝統的漁具漁法に依存した形をとって来たことである。二つには、琵琶湖漁業の対象魚貝類が、フナ・マス・コイなど大型魚でも50cm前後まで、コアユ・モロコ・イサザ・ゴリ・コエビなど大量漁獲されるものはたかだか1~12cm前後までと、総じて小型であり、それだけ湖水温や湖流あるいは湖岸形状などによって微妙な反応を見せる細やかな生態を持ち、湖岸自然環境の微妙な相違にマッチさせ、そうした魚族生態を活用する漁撈方法として立地毎に完成された漁業を継承して来たことである。三つには、有史以来、湖辺に数々の歴史的経緯の蓄積があり、そうした背景の中で漁業者集落の生成にもそれぞれ深い歴史的経緯が刻み込まれていることである。四つには、歴史的経緯の一つではあるが、県下の平地が全て湖岸に向けて広がり、湖岸周辺の多くが農業適地として立地し、農業を経済基盤とする封建社会の中で築かれた湖辺農業が湖辺住民の生活基盤として永らく定着して来たこともあって、漁業と農業との結び付きは根深く、しかも惣菜魚貝採取としての漁業が永らく主流とされて来たことである。五つには、中世来から県下全域に亘って浄土系教団組織への組み込みが行き届き、仏教による村落単位の集団編成原理が漁業者集落にも広く貫かれ、その残映が、各漁業者集落の個別性の残存として現代にまで影響している一面があることである。さらに六つには、各漁業者集落の立地が大津・長浜市といった県内での大消費地・流通拠点周辺のものから、湖岸農村周辺、あるいは湖岸谷間の孤立村まで様々であることである。

こゝにあげた6点は、湖辺漁村のそれぞれの独自の特長形成を促がすと同時に、他面で湖辺漁村全体の幾つかの共通性をも生じさせるようにも作用している。この6点以外に湖辺漁村の共通した特長として、琵琶湖に流入する河川・内湖の縁辺に立地することである。内湖縁辺に漁村が立地すると断定してよいように思う。例外は、蒲生郡島村字沖島・伊香郡永原村字菅浦位のものである。この2漁村は、その集落生成に際して、「源平の戦乱」後の隠とん(遁)を凶るという歴史的由来が秘められているとされ、他と異なる例外的立地となったといえる。

この河川縁辺湖岸すなわち河口に立地するという共通性には、二つの異なる選定理由があるようである。その一つは、農耕にとって、特に水田耕作にとって河川からの取水の必要があったため、その二つは、河川からの栄養塩の流入に伴う河口周辺での餌料生物の発生に誘引されたり、アユのように河川への遡上のために春先に河口へ魚族が蟄集するなど、河口周辺に漁場形成の機会が多いためである。

この二つの理由は、二つながらに集落形成の動機となるものであるが、後者のみの動機を持つ集落形成を果たして来たものが漁業専業的=主業的漁業者集落であったと言える。二つの理由を共に動機とすると言っても、それは農耕にこそウェートを置いたものとみるべきであろう。この場合は、元来が農耕を主目的に集落形成し、惣採魚貝を副次的に湖岸あるいは河口近くの河川で採取するというレシーブ型漁業²⁾を行なう場合で、今日の湖辺漁村の形成史的類型からいえば、これが多い。

こうした農耕主業的湖岸集落では、後に漁業へのウェートを高めたとしても、農閑期主流で、漁期の重なる場合はことさらに、農耕との作業重複を避けるための漁撈となり、漁具を仕掛けていけば自動的漁撈を凶ることになる。個別漁業者が営むエリ(駄)以外的大型漁法である河川のヤナ(築)、湖岸での各種曳網や、大

型漁法ではないが追サデ網などを、少なくとも第二次大戦後は、水稻作業の共同作業組織がそのまま漁撈作業に援用され、集落の生活と生産の一体化を実現していたのである。さらに言えば、封建時代から第二次大戦までの形は、そうした湖岸農耕集落の中でも、上層不耕作地主、それも「村」支配権を有するような上層地主が漁業権を所有し、ヤナ（築）や地曳網の経営をしながら小作農がそうした集団漁撈の労役を果たす場合と、村内の小作農・零細自作農などを「川仲間」あるいは「うみ（湖）仲間」として組織し、農閑期の就労および生活救済的なものとして村有漁業権を行使させて来た場合とがあった。前者の場合にはヤナ（築）・地曳網ともその例は多い、後者の好例は高島郡マキノ町百瀬村字知内の地曳網などにみることが出来る。ちなみに言えば、エリ（罟）は一旦敷設すれば日常的（早春から夏期）には1人あるいは2人で短時間で漁獲操業出来るが、エリ自体の敷設費が多額に及び、上層自作地主が営む場合が多く、他の竹筒・ウエ類などの小漁具を用いる漁業は、船などの必要性なく、湖岸・河川で自作・小作農を問わず、随時個別に行なわれたものである。

河口周辺の漁場形成を立地の主理由とする漁業者集落の場合は、農耕主目的とする河口縁辺集落形成と立地点は同じであっても、基本的に地勢上の相違がある。漁業主業者集落として形成される場合は、砂洲や葦原の荒地化した農耕不適地への定住集落化の承諾を持つ、今日的に言えば、いわば無番地あるいは番外地であったところであった訳である。集落生成の初期を史実で確認するまでにはまだ程遠いが、大胆に地勢や伝聞から推論すれば、堅田漁業者集落、高島郡本庄村字横江浜・四津川集落、同郡新磯村字北舟木集落、東浅井郡朝日村字尾上集落、坂田郡米原町字磯集落、栗太郡山田村字北山田集落など好例である。かつて、農業重視の思潮に貫かれた封建社会での、農業から逸脱した漁業者の社会階層性がこうした荒廃地への集落立地とも深く関わる一面があったことは否めないであろう。しかし、なかには、米原字磯のような藩政上の立地が動機となっている場合もある。磯集落は、彦根城の外縁の防衛拠点として立地させられ、通常は漁撈を営む密集集落を形成し、集落内に入り込めば出口不明といわれる程の形をとった集落であった。

以上のような立地の地勢もあろうが、集落内の戸別居住配置の様子も農業主業者集落と漁業主業者集落では大いに異なる。農業主業者集落では、よしんば元来小作農であっても、居住敷地の外縁に樹木や石積み・垣根・塀などを囲らせ、隣家との境界を明瞭に区分し、漁業主業者集落では今日でこそブロック壁で間仕切りするものも出て来てはいるが、少なくとも戦前あるいは高度経済成長に入るまでは隣家との外見上の境界線はないのが普通であった。こうした相違は、琵琶湖周辺に限ったことでなく、海岸縁辺漁村についても全国的に言えることで、後者は漁業にのみ依存して来た漁業者の集落で、敢えて言えばこれこそが純漁村型集落と言える。

農業主業者集落は、土地の「囲い込み（enclose）」を前提とする農業のあり方が、農業従事者の居住敷地に関しても生かされていると同時に、「囲い込み」された土地の一部を農耕範囲と居住範囲に区割りするためにも必要であったのだろう。従って農業主業者集落では、図2-1-1-Bに示すように、戸別敷地の「囲い込み」と同時に道路と居住敷地との区別も明確に区分されがちである。

しかし漁業者集落では、漁業主業者の生産の場は湖上（一般には海上）で、無動力船時代は湖面が荒れぬ限り日がな湖上で過ごすことが多く、陸地は今日的に言えばいわばベッド・タウンでしかなく、湖上で漁船毎の孤立（独）の活動強制から戻った時は、集落内同業居住者への近親感強く、間仕切りのない空間での集団の一体感に親和性を持つものと考えられる。その上、漁業主業者集落では男子が湖上へ出掛けた留守中、婦女子ばかりによる集団防禦を図る上でも住居間の隔壁のない方がよく、肩を寄せ合った住居の方がよかったとする古い伝聞もある。さらに、湖辺での農耕可能地は山間部より囲い込みが早く進むこともあって、まさに「残された」荒廃地に立地するため総じて狭少で、集落内戸口の増加がことさら密集性を急速に進めるといふ一面もある。いずれにしても、漁業主業者集落は、図2-1-1-Aに示すように住居が密集し、住居の間隙が通常道路用はやや広いとはいえず、いずれの間隙も通行可能な程度の空間が残されるに過ぎず、住居間の間仕切りはまったくないという形が典型である。

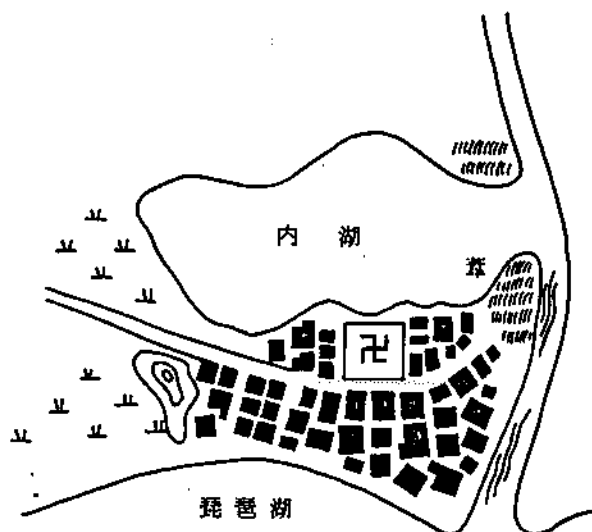


図2-1-1-A 漁業者集落 (A型)

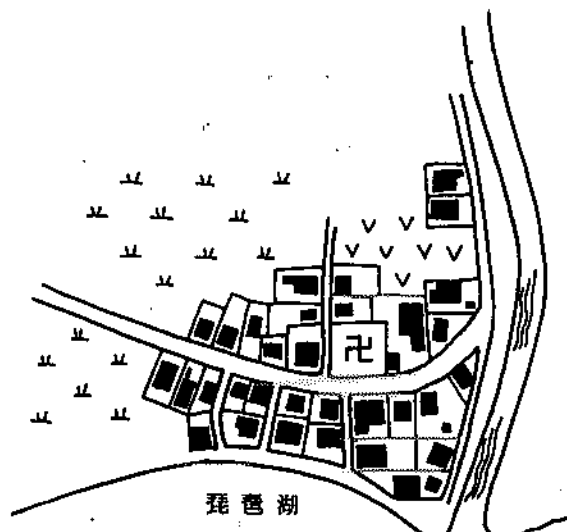


図2-1-1-B 漁業者集落 (B型)

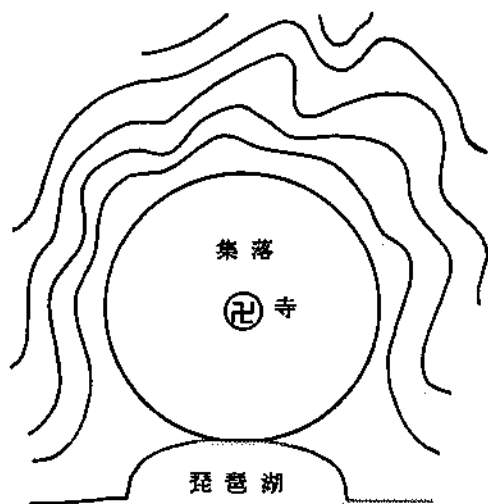


図2-1-2-a 漁業者集落 (a型)

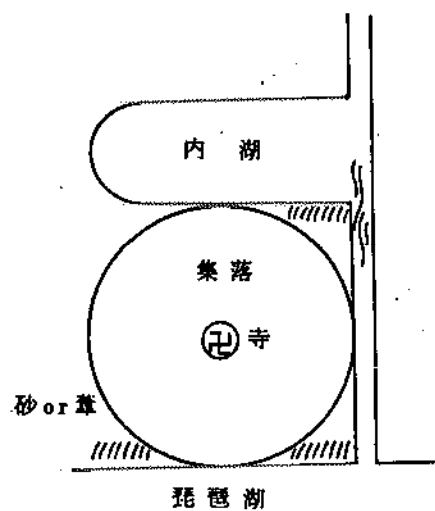


図2-1-2-b 漁業者集落 (b型)

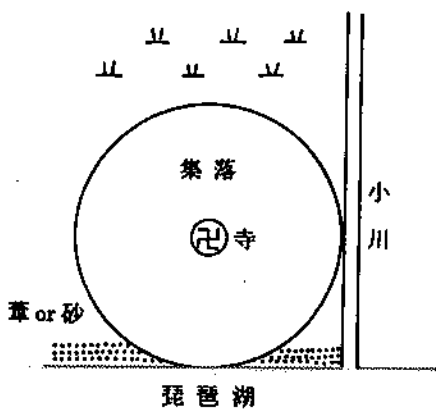


図2-1-2-c 漁業者集落 (c型)

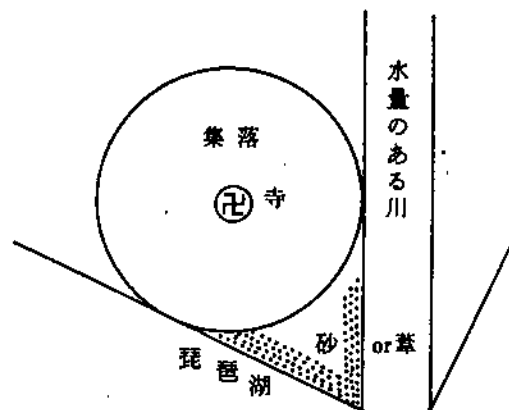


図2-1-2-d 漁業者集落 (d型)

漁業者集落の立地の特長については既に述べたが、いくつかの類型に改めて分けて示すと、図2-1-2-a~dのようになる。いずれの場合も、寺を中心にした集落として抽象化しているが、図2-1-2-aおよびbでは集落外縁に寺が位置する場合が多く、集落形成後に寺が配置された形跡を読み取りうる。

図2-1-2-aに示す型は、沖島・菅浦などの例に見る、いわば隔絶湖岸谷間（隠遁）型とでも言えるものである。この型の集落漁業者は、湖岸漁場環境から地曳網あるいは追サデ網などの集団漁業なども行なうが、基本は個別漁船漁業であった。ちなみに言えば、菅浦の漁船漁業者は、無動力船時代に古くから集落内戸数増加を抑制するためもあり、逐次他の湖辺荒廃地を求めて流出し、東浅井郡朝日村字尾上の集落生成する核にもなった。

図2-1-2-bに示す型は、堅田・四津川・磯・栗太郡山田村字北山田など好例であろう。ただ、北山田の場合は河口湾岸部の河川敷の内湖相当部分が小さく、むしろ葦原の河口河川敷の立地とみてよく、図2-1-2-bと図2-1-2-cに示す型の折衷型と考えてよい。

図2-1-2-cに示す型は、最も多い類型で、湖岸部を砂浜として表現しているが、葦原である場合もあり、必ずしもフラットな湖岸のみを指摘している訳でなく、孤状・湾状湖岸の場合も立地上の特長から見て一つの類型と捉えている。湖岸部が砂浜の場合は概ね渚線水底も砂礫となっており、コアユ・イサザ・モロコ（モロコは水底に瀬場必要）などの接岸群遊があり、アユ追サデ網・各種地曳網の好漁場となり集団漁業の格好の漁場となる。湖岸部が葦原の場合は、フナ・コイなどの接岸を誘い、葦の密生沼池化している所では葦巻網などの集団漁業が行なわれた。なお、この型の集落は、ほとんどの場合、農業主業漁業副業という漁業者が主となる集落とみてよい。それだけに、村内の階層構成も農業生産に関わる階層構成がそのまま反映し、漁業生産に関わる支配・指揮の構造を決めている場合が多い。

図2-1-2-dに示す型は、基本的には図2-1-2-cの型の変型とみてよく、姉川・安曇川河口などにその典型を見ることが出来、ヤナ（築）の集団漁撈を主漁業とするのである。湖岸からやや隔った立地にある東浅井郡竹生村字大浜・中浜などもこの範疇に含めてよい。

総じて、農業主業漁業副業型漁業者は、集団漁業にしても、個別漁業にしても、レシーブ型漁業を主とするだけに、個別漁業を営む場合も集落内で限られた湖岸漁場の漁法による「使い分け」が行なわれ、同時に特定漁法に集中することがなく、操業漁法のかんりのバラエティーを見ることが出来る。これに反して、漁業主業漁業者は、漁船漁業を主とするため、使用（利用）漁場が相対的に広く、漁期による漁法の「使い分け」はあっても、集落内で同時に同種漁法の漁業に集中する傾向をとって来たという相違がある。このことは、農業主業漁業者は自給的な惣菜採り漁業であったこともあり、漁業主業漁業者は他給的な商品生産漁業であったことも深く関わる。

2. 都市化・工業化に伴なう漁村の変化

1930年までの経緯を念頭に、琵琶湖岸漁村の最盛期とでもいえる時期の漁村の類型的整理を試みたが、こうした類型は基本的には今日にも残映を色濃く残してはいるものの、第二次大戦を経過し、急速に変化して行く。特に近年、高度経済成長期の変貌は著しいものがある。

表2-1-6に1930年当時の市町村別有業者中の漁業・養殖・水産物製造業者の比率を示しているが、鷹村で47.3%の多くを占め、大津市・坂田郡六荘村で共に0.6%と少ないが、全体で10.7%を占め、湖辺でのいわば地域産業としての位置付けをかるうじて保つ程度の就業人口を持ち得た。しかし、高度経済成長の始まる1960年には、表2-1-7に示すように、町村合併による市町村の相対人口の増加、製造業の除外統計という点があるにしても、湖辺全体で0.6%という甚しいその比率の低下を見せている。それが高度経済成長期後の1980年には表2-1-8に示すように、0.4%とさらにその相対比を低下させている。

こうした数値の低下が、即漁村のいわば衰退を示すものではないが、地域社会・地域経済圏が漸次広域化する

表2-1-6 1930年琵琶湖岸市町村別人口および漁業・養殖・製造業関係有業者率

	市町村番号	1930年 現住人口 ㉑	㉒ 漁業・ 養殖・製 造就業者	㉓の有業 者推定値 に対する ㉒比%		市町村番号	1930年 現住人口 ㉑	㉒ 漁業・ 養殖・製 造就業者	㉓の有業 者推定値 に対する ㉒比%		
大津市	1	38,916	66	0.6	犬上郡	北青柳村	34	1,737	16	3.1	
	石山町	7,151	54	2.5		磯田村	35	2,337	207	29.5	
滋賀郡	膳所町	14,849	118	2.6	阪田郡	米原町	36	5,797	271	15.6	
	滋賀村	3,229	73	7.5		法性寺村	37	2,561	151	19.7	
	下阪本村	3,118	88	9.4		六荘村	38	3,831	7	0.6	
	雄琴村	1,490	111	24.8		長浜村	39	13,995	91	2.2	
	堅田町	5,455	421	25.7		東浅井郡	朝日村	40	3,060	184	20.0
	眞野村	1,728	13	2.5	竹生村		41	2,519	106	14.0	
	和邇村	2,683	105	13.0	大郷村		42	5,043	197	13.0	
	栗太郡	木戸村	2,266	188	27.6	伊香郡	古保利村	43	2,134	27	4.2
		小松村	2,986	330	36.8		伊香具村	44	1,667	42	8.4
		常盤村	3,502	106	10.1		塩津村	45	2,394	86	12.0
		笠縫村	3,698	174	15.7	高島郡	永原村	46	3,103	127	13.6
山田村		3,710	147	13.2	海津村		47	1,549	111	23.9	
老上村	3,633	130	11.9	百瀬村	48		2,194	110	16.7		
瀬田町	6,790	470	23.1	川上村	49		3,048	73	8.0		
野洲郡	小津村	2,829	142	16.7	今津町		50	4,937	191	12.9	
	速野村	4,038	357	29.5	大溝町		51	2,425	146	20.1	
	中洲村	4,705	268	19.0	青柳村		52	1,867	162	28.9	
	兵主村	3,343	257	25.6	本庄村		53	3,364	100	9.9	
	北里村	4,175	225	18.0	新築村	54	3,882	139	11.9		
蒲生郡	岡山村	4,570	150	10.9	巖庭村	55	2,924	104	11.9		
	宇津呂村	4,305	149	11.5	合 計		259,344	8,355	10.7		
	島村	2,655	377	47.3							
	金田村	4,067	201	16.5							
神崎郡	安土村	3,981	241	20.2							
	能登川村	1,215	18	4.9							
	伊庭村	1,614	56	11.6							
愛知郡	栗見村	2,098	315	5.6							
	稻村	2,925	51	5.8							
犬上郡	稻枝見村	4,095	28	2.3							
	彦根町	25,807	216	2.8							
	松原村	1,350	62	15.3							

注) 1. ㉑・㉒とも「昭和5年滋賀県統計全書」より(元資料は国勢調査)湖岸部のみ抽出する。
 2. ㉓の有業者推定値は、1930年滋賀県全世帯数39,317および全人口196,109から1世帯平均人数4.98≒5人として、1世帯に1.5人が有業者と仮定して求め、その値に対する㉒の百分率を計算したものを「㉓の有業者推定値に対する㉒比%」とした。

表2-1-7 1960年琵琶湖岸市町村別就業人口
および漁業・養殖業関係有業者率

	1930年 の 市町村 番号	1960年 15才以 上の就業 人口①	1960年 漁業・養 殖業就業 者②	①に対す る②の 百分率 %
大津市	1~6	53,392	49	0.1
滋賀郡堅田町	7・8	7,844	143	1.8
“ 志賀町	9~11	4,543	36	0.8
草津市	12~15	17,454	205	1.2
栗太郡瀬田町	16	8,758	26	0.3
野洲郡守山町	17・18	14,726	146	1.0
“ 中主町	19・20	5,483	47	0.9
近江八幡市	21~25	21,482	267	1.2
船生郡安土町	26	4,272	26	0.6
神崎郡能登川町	27~29	7,848	57	0.7
愛知郡稻枝町	30・31	6,743	47	0.7
彦根市	32~35	29,409	115	0.4
阪田郡米原町	36	6,666	35	0.5
阪田郡近江町	37	4,383	4	0.1
長浜市	38・39	24,558	13	0.1
東浅井郡湖北町	40	5,219	120	2.3
“ びわ村	41・42	4,524	62	1.4
伊香郡高月町	43	5,077	6	0.1
“ 木之本町	44	6,089	1	0.0
“ 西浅井村	45・46	2,923	34	1.2
高島郡マキノ町	47・48	4,056	17	0.4
“ 今津町	49・50	6,202	16	0.3
“ 高島町	51	3,860	14	0.4
“ 安曇川町	52~54	6,776	44	0.6
“ 新旭町	54・55	5,344	5	0.1
合計		267,631	1,535	0.6

注) ①・②とも「昭和35年滋賀県統計書」より、元資料は「国勢調査」。

表2-1-8. 1980年琵琶湖岸市町就業人口および
漁業・養殖業関係有業者率

	1930年 の 市町村 番号	1980年 15才以 上の就業 人口①	1980年 漁業・養 殖業就業 者②	①に対す る②の 百分率 %
大津市	1~6	98,012	232	0.2
滋賀郡志賀町	9~11	6,158	33	0.5
草津市	12~15	35,203	152	0.4
守山市	17・18	22,184	100	0.5
野洲郡中主町	19・20	5,524	33	0.6
近江八幡市	21~25	27,957	428	1.5
船生郡守土町	26	5,004	14	0.3
神崎郡能登川町	27~29	9,559	21	0.2
彦根市	30~35	42,905	91	0.2
阪田郡米原町	36	6,152	47	0.8
阪田郡近江町	37	4,207	3	0.1
長浜市	38・39	25,738	9	0.0
東浅井郡湖北町	40	4,441	62	1.4
“ びわ町	41・42	3,865	51	1.3
伊香郡高月町	43	4,938	7	0.1
“ 木之本町	44	4,934	4	0.1
“ 西浅井町	45・46	2,611	49	1.9
高島郡マキノ町	47・48	3,568	64	1.8
“ 今津町	49・50	6,598	31	0.5
“ 高島町	51	3,408	3	0.1
“ 安曇川町	52~54	6,605	53	0.8
“ 新旭町	54・55	5,380	4	0.1
合計		334,951	1,491	0.4

注) ①・②とも「昭和55年国勢調査(10月1日現在)」より。

るなかで、集落諸機能が相対的に低下することとも考えあわせれば、やはり漁業者集落としての活性退化を認めねばなるまい。漁業就業者が、集落内で集落諸機能(特に生活・生業のリズムを持続しえ、漁業に関わる主張を集落として意思表示しうること)に作用力を持つだけの就業者数を下廻った時には、もはや漁業者集落としての色彩を失なうと考えてよい。その意味では、今日でも漁村といえる漁業者集落は、大津市堅田、草津市北山田、守山市木浜、近江八幡市沖島、彦根市磯田、びわ町南浜、湖北町尾上、西浅井町永原、マキノ町知内、安曇川町北舟木などがめばしい程度で、著しく減少している。

1930年以後の漁村の減少・変貌の背景には、軽工業の導入などによる農業+漁業+αの自家兼業のパタ

ーン、農業專業化（戦後の農地改革に伴う自作農化が大きい）のパターンの進行と、自給的惣菜採り漁業の消滅化が初期には効いていた。1960年以後は、まさに都市化・工業化の影響が強く表われ、漁村といえる集落の壊滅的減少を促した。そこには、一つには、漁業生産の商品生産化の徹底化による食糧生産からしゃし(奢侈)品やレジャー原料（遊漁用アユ苗・遊漁餌料コエビ）の集中・大量漁獲化への変化があり、こうした漁業生産への適応を果たし得なかった漁業者の淘汰があり、二つには、通勤兼業の機会を与えられる交通条件の変化が、資産不要（不動産不要）ないし僅少の漁業者の優先的な通勤兼業化＝脱漁化を促がし、三つには、湖辺の内湖をはじめ湖岸内湾などを次々に埋立てる開発が進み、農業主業型漁業者の利用していた漁場は壊滅的となり、そうした漁業者脱漁化を勢い進めることになった。こうしたことが漁業者数の著しい減少を促し、漁業者集落としての色彩を退化させて来たのである。それに加えて、特に国鉄湖西線の開通やモータリゼーションの普及などによって、京阪神への通勤圏が湖南地域から湖西・北部へ向けて次第に拡大する、あるいは県民所得の向上に伴う住居建設率の著しい伸長とも相俟って、湖岸各漁村あるいはその周辺への非漁業者の「入り込み」による市街化も急速に進み、漁業者集落としての色彩退化に著しい拍車をかけたことは否めない。さらに、生活機器類の普及や情報化社会の恩恵、あるいは核家族化の風潮をはじめとする生活のモダナイズの漁村への浸透も、旧来からの漁業者集落機能を内部的に消滅させる方向で強く作用して来たことも併せて考えねばならないだろう。

（紙数の関係で、特に漁村の変貌の過程をほとんど割愛せざるを得なかったが、次の機会に十分な報告を図りたい。）

注) 1. 『明治32年滋賀県統計書』より。

2. レシーブ型漁業は魚具類に対する漁具運用や漁法を、基本的にアタック型とレシーブ型に分類する考え方から見たばあいの一つで、日本放送出版協会『魚と人と海』（放送ライブラリー11）の中ではじめて使った表現である。

（倉田 亨）

滋賀県琵琶湖研究所から、「琵琶湖集水域の水および土地の利用状況と地域構造の変化に関する研究」の委託を受けた

都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における

水・土地利用と地域構造の変化に関する研究 (2)

財団法人 農村問題調査研究会 1984年3月 収録の論文

琵琶湖集水域における漁業・漁村

第1節 内水面養殖業の実態とその変化

1. はじめに

本節の課題は、琵琶湖やその周辺地域で営まれている内水面養殖業を対象に、その特徴および近年の生産動向を把握し、あわせて琵琶湖周辺地域の都市化・工業化に伴って派生する生産諸条件の変化に、内水面養殖業がどのように対応しているかを明らかにすることにある。

内水面養殖業とは、一般に、一定区画の内水面にて水産動植物を集約的に育成し収穫する漁業をいい、河川・湖沼・溜池等の水面にて水産動植物を採捕する内水面漁業とは区分されている。¹⁾すでに、初年度(1982年度)報告において、湖沼(琵琶湖)で営まれる漁業を琵琶湖漁業として、その特徴と変化の諸相を把握した。また、次年度(1983年度)報告においては、湖岸漁村の類型区分を試みるとともに、漁業生産物の流通構造の変化を明らかにした。したがって、今年度報告において、内水面漁業のうち内水面養殖業の分析を本節で、河川漁業を次節で検討するので、これによって、琵琶湖集水域における漁業・漁村の研究領域はほぼカバーされ、漁業関係分野の一応の完結をみるのである。

滋賀県の内水面養殖業は、魚類を対象とする魚類養殖業、淡水産真珠を生産する真珠養殖業、真珠の母貝となるイケチョウ貝を養殖する真珠母貝養殖業の3つから構成される。ここで、これら内水面養殖業と他の漁業とを1982年(昭和57年)の生産額で比較すると、図2-1-1のようになる。魚類養殖・真珠養殖・真珠母貝養殖を合わせた内水面養殖業の生産額は、滋賀県の漁業生産額の51.4%を占め、琵琶湖漁業の45.8%を凌駕している。初年度報告において、琵琶湖漁業がわが国の湖沼漁業のなかでは極めて重要な位置を占め、生産額も高いことを指摘したが、²⁾滋賀県漁業全体で見ると、養殖業のウエイトの方がより高いことに注目する必要がある。養殖業のなかでは、真珠養殖業が最も生産額が高く、次いで魚類養殖業・真珠母貝養殖業となっている。淡水真珠の養殖は、わが国のなかでは琵琶湖と霞ヶ浦で事業的に成功しているだけで、かつ、琵琶湖の生産量・生産額が圧倒的に高く、魚類養殖業は後述するように、かならずしも内水面県としての優位さを示すに至っていないことから、滋賀県の内水面養殖のなかで最も特徴的なものである。

2. 内水面養殖業の動向

(1) 魚類養殖

滋賀県で現在養殖の対象となっている魚は、アユ・ニジマス・コイ・フナ・ウナギ・モロコ・テラピアである。魚類養殖業全体としての生産量は、表2-1-1でみるように、1966年(昭和41年)以後一貫して増加して来たが、1976年(昭和51年)をピークに増減をたどり、近年では1,600~2,000tの水準となっている。1976年以降の増減の要因は、表2-1-2で明らかなようにコイの生産量減少にあるものと考えられる。

魚種別に養殖の歴史・養殖方法・近年の生産動向等についてみておこう。

1) アユ

アユは滋賀県の魚類養殖のなかで最も重要なもので、経営体も多く、生産量も他の魚種から大きく抜かされている。アユ養殖の歴史は、遠く明治末期にまでさかのぼるとされているが、³⁾広く普及するようになったのは、昭和期に入ってからである。1960年代の前半以降急速に生産量が増大し、1964年(昭和39年)の生産量はすでに438tに達し、全国の養殖アユの44%を占めるに至っていた。ちなみに当時(1964年)アユ養殖の盛んな県は徳島(115t)・長野(89t)・岐阜(79t)・静岡(54t)の各県であったが、これら4県の生産量の合計よりも、滋賀県が生産量の方が多いという程の圧倒的な優位を示していた。

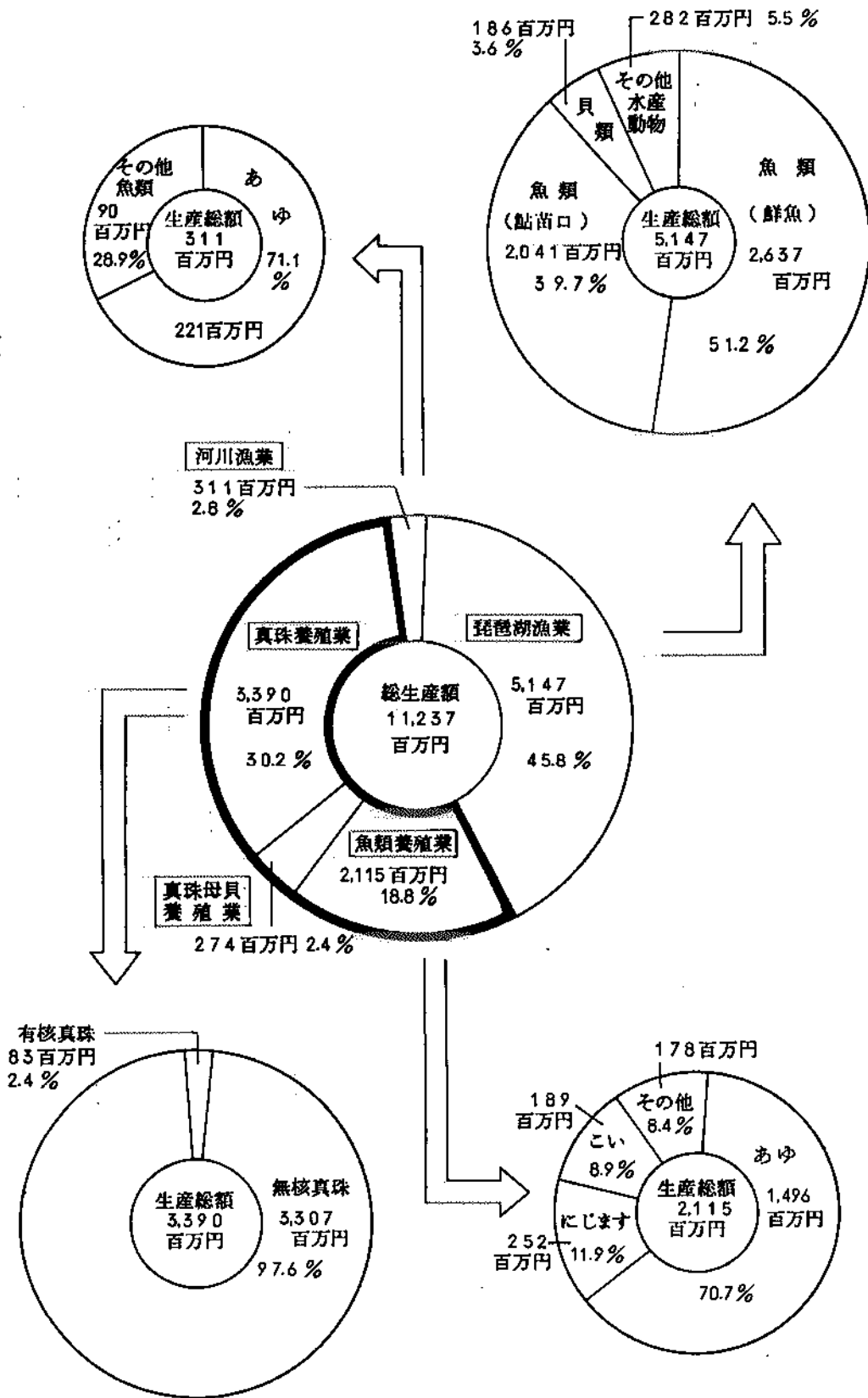


図2-1-1 漁業別生産額および部門別割合(1982年)

資料：滋賀県「滋賀の水産・昭和59年版」

表2-1-1 内水面養殖業生産量・生産金額の推移

区 分		年 次								
		1966年	1968	1970	1972	1974	1976	1978	1980	1982
魚類養殖	生産量(t)	768	1,045	1,248	1,611	1,677	2,068	1,693	1,954	1,615
	生産額(百万円)	476	687	763	1,153	1,442	1,520	1,893	2,065	2,115
真珠養殖	生産量(kg)	3,263	4,493	6,391	7,266	6,387	7,108	5,546	5,629	5,505
	生産額(百万円)	566	779	1,108	1,377	1,873	2,909	2,304	4,109	3,390
真珠母貝養殖	生産量(kg)					1)	716	6,830	17,000	33,806
	生産額(百万円)						20	98	108	274

注) 真珠母貝養殖の生産量・生産金額は1975年から計上(1600kg・44百万円)されている。

資料: 滋賀県「滋賀の水産」各年度

表2-1-2 魚類養殖業魚種別推移

		1970年	1972	1974	1976	1978	1980	1982
ニジマス	経営体数	8	13	7	16	19	23	23
	面積(a)	262	302	284	282	—	361	353
	生産量(t)	220	260	277	215	220	320	266
アユ	経営体数	65	56	73	54	60	58	61
	面積(a)	865	1,659	999	949	—	971	1,034
	生産量(t)	675	777	649	580	671	800	860
コイ	経営体数	74	56	132	155	69	39	30
	面積(a)	8,011	3,592	6,142	18,933	—	2,464	3,271
	生産量(t)	352	573	730	1,246	705	658	326
その他	経営体数			—	6	55	17	13
	面積(a)			—	755	—	1,035	1,220
	生産量(t)			26	27	97	176	163
計	経営体数	147	125	212	231	203	137	127
	面積(a)	9,138	5,553	7,425	20,919	—	4,831	5,878
	生産量(t)	1,248	1,610	1,682	2,068	1,693	1,954	1,615

資料: 表2-1-1に同じ

このような優位性は、① 稚苗(琵琶湖産稚アユ)の入手が容易であること、② 京都・大阪等の淡水魚の大消費地に隣接していたこと等の条件に支えられていたものであるが、その後1970年以降の養殖アユが全国商品化を実現する過程で、これらの優位性を発揮できなくなり、1982年には徳島(2,993t)、和歌山(2,639t)、静岡(868t)に次いで第4位の生産量になっている。この変動の要因には、海産稚アユを稚苗

とする養殖技術が確立し、かならずしも琵琶湖産稚アユに依存せざるを得ないという状況から、他府県(とりわけ徳島・和歌山)が脱却したことが最も大きい。1経営体当りの生産量が和歌山56t、徳島50tに対して滋賀14t、10t当り生産量が徳島36t、和歌山20tに対して滋賀8tというように経営構造上の問題も背後にあるものと考えられる。しかし、滋賀県の魚類養殖にあっては、生産額の7割を占める重要魚種であることには変わりはない。

アユ養殖の方法として、琵琶湖面を直接利用せず、陸に養殖場(養殖池)をこしらえる池中式と、直接湖面を利用する小割式とに分かれるが、61経営体中57経営体が池中式による養殖で、小割式は4経営体のみである。池中式の場合の用水源は、地下水+河川水、地下水+逆水(湖水)などの組み合わせが多いが、地下水位の低下、河川水の農業汚染、湖水の汚染などの問題も派生している。

2) コイ

コイの生産量は、1960年代以降徐々に伸びて来ていたが、1976年の1,246tをピークに減少に転じ、1982年には326tという水準にまで下がっている。コイ養殖主要県の1982年の生産量をみると、

茨城8,670t、群馬2,399t、長野2,134t、福岡2,099tとなっており、格段の相違である。

コイの養殖方法としては、池中式・溜池式・網いけす式の3つがある。溜池式とは、灌漑用の溜池に種苗（稚魚）を投入し、餌料を与えて育成するもので、網いけす式とは、灌漑用溜池や湖水面を網で仕切っていけを作り、その中に種苗を投入し、餌料を与えて育成するもので、溜池式よりも網いけす式の方が集約度ははるかに高い。滋賀県の場合、経営体では網いけす式の割合が多いが、養殖面積では溜池式の割合が圧倒的に高い。そのことが、表2-1-2でみるように、10a当りの生産量が1tと、他のニジマス・アユにくらべて極めて低い値になっていることと表われている。1982年のコイ1kg当り平均販売価格は580円で、アユ1,739円、ニジマス949円に対して大きな格差がある。コイの価格の低さと、他府県産養殖コイとの市場競争の結果、滋賀県のコイ養殖経営体が、徐々にコイ養殖から離脱する現状にあるものと考えられる。

3) ニジマス

ニジマスの生産量は、1980年の320tを除いて他の年は210~280tの水準ではほぼ安定している。経営体は、1970年以降増加の傾向にあったが、1980年以降は23経営体とはほぼ一定している。

ニジマスはもともとは外来種で、1877年（明治10年）我が国に導入され、後に全国に普及したものである。滋賀県では、1878年に醒井に県営の養鱒場が設立され、明治後期から一般にもニジマスの養殖が行われるようになったとされている。⁴⁾

全国でのニジマス主要生産県は、長野・静岡・岐阜・山梨で、1982年の生産量はそれぞれ4,328t・3,470t・1,383t・1,374tとなっており、滋賀県の266tは14位にしかあたらない。

ニジマスの養殖方法は、ほとんど池中式によるもので、湧水・深流水を用水として利用している。養殖場は、湖東、醒井地区、湖北に集中している。

4) その他の魚種

アユ・コイ・ニジマス以外に滋賀県下で養殖されている魚種は、フナ・ウナギ・テラピア・モロコ等である。魚類以外にもエビ類・スッポンの養殖は少なく1982年で、ウナギ62t・テラピア80tが多い魚種である。これ等の魚種で注目しておかなければならないのは、テラピアの養殖であろう。テラピアは外来の淡水魚で、「ちかダイ」・「いずみダイ」等の商品名で広く市場に出廻っている。鹿児島・三重・奈良の各県で近年経営体が増加してきている。比較的成長が早く、餌料効率も良く、これまでは全く養殖業と関係のなかった他の産業分野から、遊休労働力や貯水池の有効利用の一環として新規参入もみられている。滋賀県でも、カーボン製造会社などの新規参入があったりして、経営体は少しずつ増えてはいるが、京阪神市場でもすでに供給過剰の傾向にあり、それ程大きな伸張は期待できないであろう。

(2) 真珠養殖業

滋賀県の内水面養殖業のなかで生産金額が最も多く、全国的にも特徴のあるのが真珠養殖業である。滋賀県以外にも、淡水真珠の養殖は手掛けられてはいるものの、生産量は霞ヶ浦の632kg（1982年）が多い方で、他は微々たるものである。同じ年の滋賀県の真珠生産量は5,505kgであるので、淡水産真珠に関しては圧倒的なシェアを有している。

滋賀県の淡水産真珠は、イケチョウ貝を母貝とするものである。海産真珠はアコヤ貝を母貝とするもので、イケチョウ貝を母貝とする真珠とアコヤ貝を母貝とする真珠では、色・形状などが異っている。アコヤ貝を母貝とする海産真珠は、白が基本色で真円に近く、表面は滑らかである。また、普通1個の貝で2個の有核真珠が形成される。これに対して、イケチョウ貝の真珠は、ほとんどがピンク色で、有核のものも少量形成されるが無核真珠が大部分である。形は無核のものは球形にならず、いびつな形をしている。有核真珠は比較的球形に近いが、表面は滑らかにならず、凹凸がある。普通1個のイケチョウ貝から、有核で3~5個、無核で20個程度の真珠が形成される。

イケチョウ貝の蓄養から施術を経て採珠に至る工程は、現在では図2-1-2のようになっており、施術までに3年、施術後採珠まで3年の日数が必要となる。また、今日一般に用いられている養殖方法は、垂下式養殖法といわれるもので、図示すれば図2-1-3のようなものである。

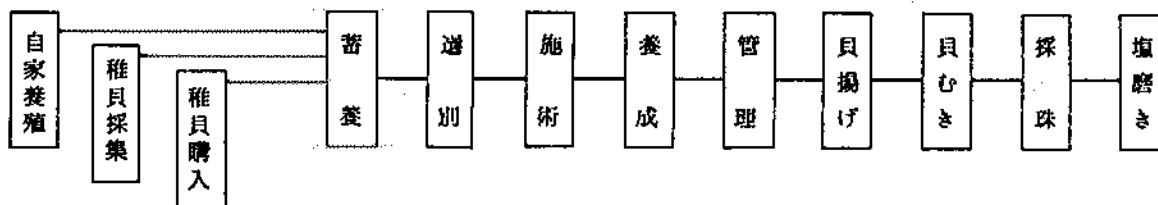


図2-1-2 淡水産真珠の生産工程

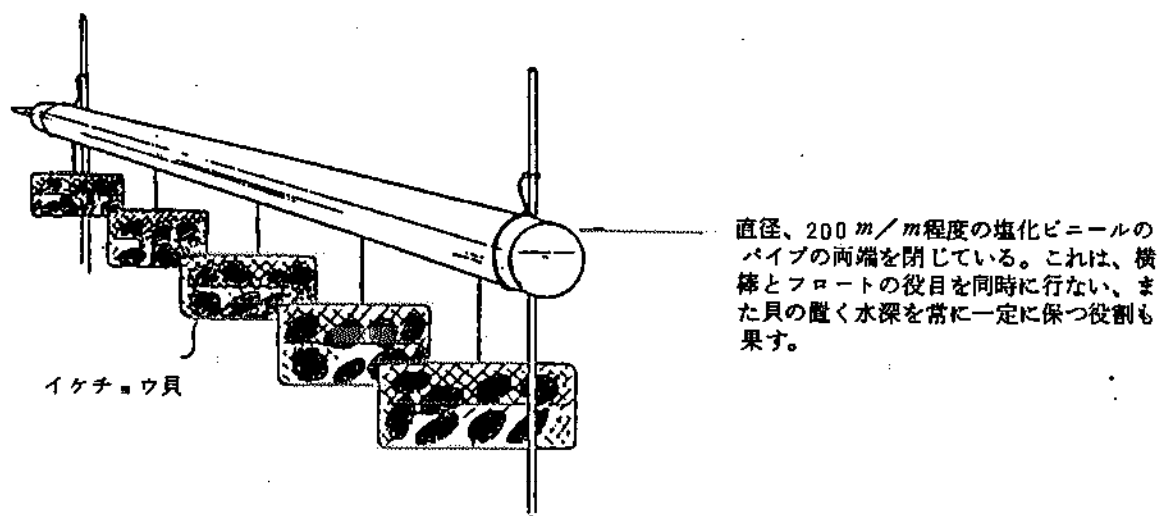


図2-1-3 真珠養殖・垂下式養殖方法

出所：丸山善弘・井田幹雄「琵琶湖における淡水真珠の生産」
1980年3月、近畿大学水産学科卒業論文

琵琶湖における真珠養殖の歴史は、明治末期からの試行錯誤を経て、1924年（大正13年）カラス貝による養殖研究が開始され、1927年（昭和2年）に養殖研究組合が設立されたことから始まっている。その後、母貝をカラス貝からイケチョウ貝に転換し、1935年（昭和10年）に琵琶湖真珠株式会社の創設により事業経営として成立した。戦前においても、製品は海外市場に輸出されていたが、戦争により市場を失うなどの困難な時代を経て、戦後、新たな養殖会社の発足をみて、琵琶湖産真珠養殖の隆盛をみるに至ったのである。

戦後、生産量は伸びつづけ、先の表2-1-1で明らかなように、1972年には7,000kgを上廻ったのである。とりわけ、1960年代の中葉から1970年代前半にかけての生産量伸張が著しい。これは、それまでは主として、海産真珠とは異なる中近東・中国（薬用）市場を中心に輸出されていたものが、海産真珠の品質低下と淡水真珠でも8mm以上の高品質真珠が生産可能となる等の条件もあって、ヨーロッパやアメリカ市場でももてはやされるようになったことによるものである。しかし、一貫して伸び続けた真珠生産も、オイルショックを引きがねとした国際市場の不況局面を反映して、1972年以降減少する傾向にあり、近年では5,500kgの水準となっている。

真珠養殖を営む経営体は、表2-1-3にみるように、真珠養殖の好・不況に影響されて変化している。すなわち、1950年代の7経営体から、1960年代には40~60経営体に増加し、1970年代には若干の減少をみて、現在では73と再び増加している。経営体のなかでは、1960年代には漁協・生産組合のウエイトが高かったものが、個別経営体の動きの

表2-1-3 真珠養殖経営体の推移

	1955年	1960	1964	1970	1975	1980	1983
法人		13	16	19	24	28	27
個人		12	27	36	30	26	43
漁協		8	3	2	1	1	1
生産組合		7	3	3	3	3	2
計	7	40	49	60	58	56	73

資料：表2-1-1に同じ

なかでほとんど解散し、個人経営体・法人経営体が大きく増えている。個人経営体と法人経営体でみると、養殖いかだ(母貝1.600個をもっていかだ1台と換算)数30台未満の階層と、200台以上を有する階層とに経営規模が分化してきている。

(3) 真珠母貝養殖

真珠母貝養殖は、後に詳述するように真珠の母貝となる天然のイケチョウ貝不足に対応するために開始されたものである。1968年より人工生産に着手し、1975年から事業化され、1982年には約34tの生産量となっている。母貝養殖を専業とする経営体は少なく、真珠養殖業者自らも、自家養殖を行なっている。斃死も考え合せて、年間の必要母貝数は約350万個(約70t)と推計されていることから、今後も母貝養殖は伸張するものと考えられる。

母貝養殖の方法を図示したものが、図2-1-4である。まず、A水槽内に産卵前のイケチョウ貝を入れ、幼生を採取する。発生した幼生をB水槽に移す。幼生は、アユ・コイ科魚類の鱮・鰻などに付着し寄生生活を送るので、この種の魚類を放つ。魚に付着した幼生はやがて底部に落ち、稚貝の殻長10~20mmになるまでB水槽で育成される。その後、養成池で殻長45mm程度にまで育成し、先の図2-1-3の垂下式ケージに移し、施術の大きさまで育成するというものである。

3. 都市化・工業化に伴う内水面養殖業の変化

(1) 特殊水産物供給産業としての内水面養殖業の展開

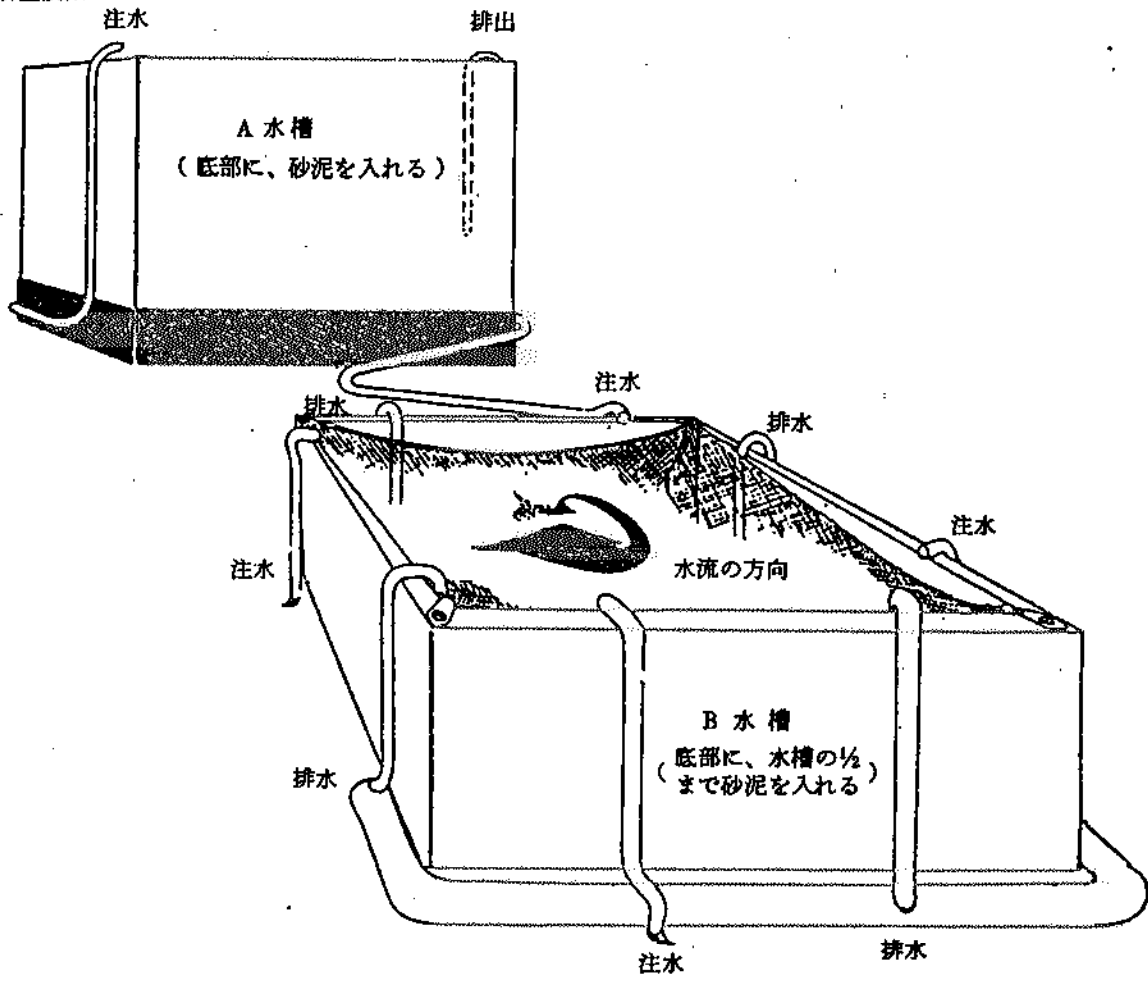
琵琶湖漁業は、1983年度報告ですでにみたように、高度成長以降の都市化・工業化の過程でその内部から大きく変貌した。その主要な変化は、多品目少量生産から特定高価格魚種の集中漁獲への転換と、それを支えるレシーブ型漁法からアタック型漁法への転換であった。それらの結果、戦後食糧供給産業として一定の役割を担っていた漁業は、食糧供給産業としての位置を後退させ、特殊水産物・奢侈品供給産業としての機能を果たすものになっているのであった。

内水面養殖業は、特定の魚貝種を対象に餌料を投入したり、育成管理をして商品生産を目的とするものであるので、ある意味では琵琶湖漁業の行きつく所あるいは帰結を示しているとも考えられよう。

魚類養殖の対象となっている主要魚種の、1978年と1982年のkg当たり平均単価(生産者段階)は、アユ1,655円・1,739円、ニジマス846円・949円、コイ552円・580円である。昨年度報告の表2-1-2⁵⁾でみると、養殖技術の未確立なビワマス・ホンモロコ・ニゴロブナ、特殊なコアユ・ヒウオ・ウナギを除いて、湖産魚のなかでは高価格魚を当然なことながら養殖対象としているのである。

高度成長の過程で、これらの魚類養殖業は主として県外消費市場や業務用消費市場の拡大に依拠して、ほぼ1970年代の中葉まで経営体数・養殖面積・生産量ともに増加してきた。しかし、1970年代の後半からは、アユを除いて減少傾向にあり、再編期を迎えている。魚類養殖でも、湖面漁業と同じように残るはアユ養

(1) 幼生段階



(2) 稚貝(20~45mm)段階

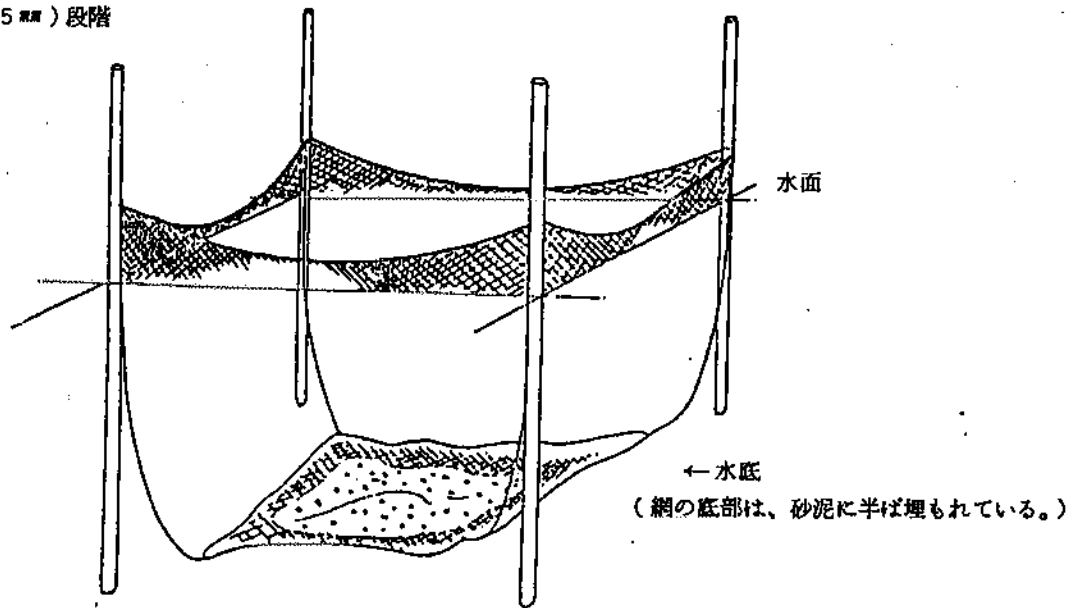


図2-1-4 真珠母貝(イケチウ貝)養殖方法

出所: 図2-1-3に同じ

殖のみという感は否めないが、養殖業の再編はまっ先に単価が安く、副業的経営・粗放的経営を内部に包含していたコイ養殖業で進んできている。岐阜県等の他県産養殖コイとの市場競争の結果、集約度の高い経営体しか残れなくなっていることは、表2-1-2で単位面積当り生産量の推移をみれば明らかである。

一方、真珠養殖業と母貝養殖業は文字通り奢侈品供給産業であり、食糧供給とは無縁のものである。この両者の生産額で、内水面養殖業総生産額の6割余を占めている所に、滋賀県の内水面養殖業の特徴がある。

さらに、真珠養殖業の展開は養殖業のみならず、琵琶湖漁業全体を食糧生産を担う漁業から非食糧生産漁業へと転換させ、自立的産業から奢侈品産業に連動・従属した、いうなれば他産業従属産業に変質させたという点で重要な意味をもっている。そのことは、真珠養殖業の拡大に伴う、真珠母貝曳漁業へのシジミ曳漁業からの転換・傾斜に最もよく表われている。高度成長期に入って以来の真珠養殖業の爆発的好況は、母貝となるイ

ケチウ貝需要を飛躍的に増大させ、当時退潮にあったシジミ曳業者をシジミ曳きからイケチウ貝曳きに傾斜させた。それまでのイケチウ貝曳業者に加えて、多数のシジミ曳き業者の新規参入は、漁獲努力量を過剰なまでに引き上げ、乱獲に乱獲を重ねることになった。その結果は、図2-1-5でも明らかなように、1960年当時は、体長20~30cmの鮎術サイズの成貝が獲れていたものが、いっきよにサイズが小型化し、1965年には養殖業者が養成しないことには核入れが出来ない幼貝採取へと進み、1970年から1972年にかけての更なる漁獲努力の強化によって、1973年頃からは「赤子」と称される直径10mm程のイケチウ貝稚子を湖底の泥中より採取するようになったのである。当時イケチウ貝の養殖は、未だ事業化されておらず、「赤子」と呼ばれる稚貝ですら異常な程の高値がつき、そのことが漁業資源の絶滅を眼前にしなが、⁶⁾「漁民自らが自らの骨肉をむしゃぶり尽さんばかりの異常な状況」⁶⁾に突っ走ったのである。1974年頃からの母貝養殖の事業化の成功も、需要量をまかなうにはほど遠く、湖産イケチウ貝の資源枯渇のなかで、中国から母貝を輸入している。また、資源乱獲の道を通った母貝曳業者は、釣餌として利用され始めたスジエビの価格上昇とともにエビ漁業に転換して行った。

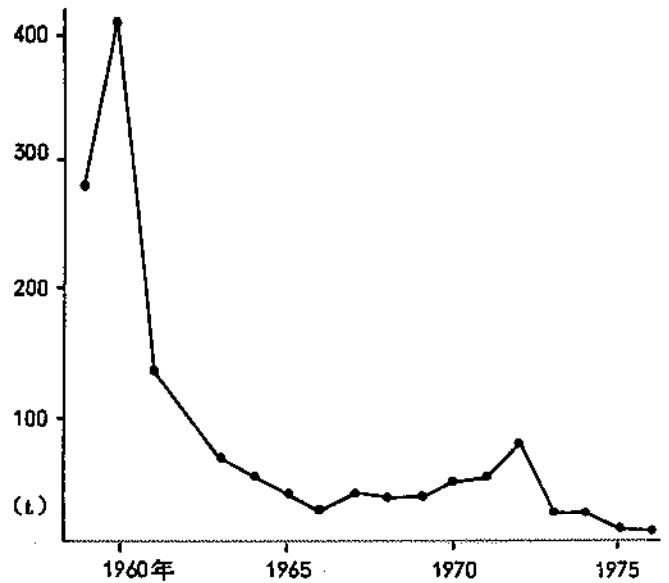


図2-1-5 琵琶湖における天然イケチウ貝の採捕量推移

資料：滋賀県水産課

シジミ資源の乱獲→イケチウ貝曳への転換→イケチウ貝資源の乱獲→エビ漁業への転換という貝曳業者の変転は、シジミやイケチウ貝のみならず、アユ・モロコ・イサザ・ニゴロブナ等琵琶湖のどの漁業資源にも共通して内包する問題である。高度成長に伴う商品生産の深化によって、ある意味では、あるべき琵琶湖漁業像の確立が迫られているともいえよう。

(2) 養殖環境悪化に伴う内水面養殖業の変化と対応

上記の変化は、高度経済成長に伴う経済条件の変動に、内水面養殖業がどのように産業内部で適応(編成替え)してきたのかという点に主眼を置いたものである。

都市化・工業化に伴う内水面養殖業の変化を検討する際のいま1つの視点は、都市化・工業化に伴って派生した琵琶湖の水質悪化・内湖の埋立て等の漁業環境の悪化に内水面養殖業がどのような影響を受け、どのように対応したかということである。

まず、開発や汚染による養殖業の被害を倉田亨氏の整理⁷⁾でみると、1960年から1972年の間で、工場廃油・廃液による養殖魚の斃死11回、同じく真珠母貝成育不良3回、土砂・セメント汚濁による養殖魚貝斃死5回、同じく真珠品質の低下1回、原因不明の魚貝斃死32回、水位低下による真珠母貝被害1回と多発している。また年代別・地域別に被害の特徴をみると、1960年代前半においては大津・守山地先と瀬田川のいわゆる南湖のみで発生していたが、1960年代後半では野州川周辺・近江八幡・日野川周辺の湖東部に拡大し、1970年代は南湖でさらに多発するとともに、彦根地先や湖西の高島郡内地先でも頻発している。1980年代に入っては、養殖業は汚染に対しての一定の対応を施した後なので直接の被害は余り目立たないが、湖西では赤潮の発生が北湖においてもみられるようになった。

これらの汚染と度重なる漁業被害によって、魚類養殖では養殖方法の転換、真珠養殖では養殖漁場の変更を余儀なくされている。表2-1-4は、地域別に漁業権許可数の推移を示したものであるが、魚類養殖での直接湖水を網で仕切って使用する小割式養殖許可数は激減し、かつ南湖での減少が顕著である。湖水の影響を直接受ける小割式養殖から池中式(それも流水式)養殖へと転換しているのである。また、真珠養殖の場合も、南湖地域では漁場が激減し、漁場数では湖東地域の数が南湖を上廻るようになってきている。

このように、琵琶湖の水質汚染と養殖環境の悪化は、養殖方法の変化と養殖場の地理的分布の変化という結果をもたらしている。

さらに湖岸や内湖の水面埋立ては、大中湖にみられるように、真珠養殖業にとって極めて大きな影響を与えたことは特筆すべきである。大中湖は魚類にとっての種苗・稚子魚生育の温床であっただけでなく、イケチョウ貝の宝庫でもあった。大中湖の干拓は、イケチョウ貝の資源再生産メカニズムに変調をもたらすとともに、直接漁場を失った母貝曳漁民が他の漁場に参入し、「赤子」採りに一気に拍車をかける結果になったのである。

以上、内水面養殖業の動向と、都市化・工業化に伴う変化について検討してきた。内水面養殖業は、ある意味では高度成長に伴って変化してきた琵琶湖漁業の典型であるといえる。魚類養殖業でのアユ養殖への傾斜と市場競争原理による経営淘汰、真珠養殖業での景気変動に影響される他産業従属性と母貝資源問題の派生。これらの諸問題は単に養殖業のみならず、高価格魚=特殊水産物供給に血眼をあげて来た琵琶湖漁業全体に共通する問題である。

資源管理・漁場環境管理・経営管理も含めた、閉鎖水域としての琵琶湖で営まれ

表2-1-4 区画漁業権許可数の変化(海区第1種)

		真 珠 養 殖				小 割 式 養 殖			
		1970年	1976	1980	1984	1970	1976	1980	1984
湖 南	大 津 市	29	28	27	15	13	11	2	1
	草 津 市	19	19	20	16	13	13	3	3
	守 山 市	9	9	9	4	6	3	1	1
湖 東	彦 根 市	1	1	1	1				
	近江八幡市	13	13	13	12	5	5	3	3
	野 州 郡	4	4	4	4				
	蒲 生 郡	5	5	5	18				
	神 崎 郡	3	4	4	3				
湖 西	滋 賀 郡								
	高 島 郡	3	3	3	1	1	1		
北 湖	東 浅 井 郡					1	2	1	
	伊 香 郡					1	1	1	2
計		86	86	86	74	42	36	11	10

資料：表2-1-1に同じ

注) 許可数であるのでかならずしも経営体数と一致しない。
たとえば1経営体が2ヶ所の真珠養殖場の漁業権許可をとる場合がある。

るあるべき漁業の確立が待たれているのであろう。

- 注1) これらの区分については、榎彰徳「内水面漁業及び養殖業」長谷川彰監修『日本漁業の構造』農林統計協会、1971年、p.355以下を参照。
- 2) 榎彰徳「わが国の内水面漁業における琵琶湖漁業の位置とその特徴」農村問題調査研究会『都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における水・土地利用と地域構造の変化に関する研究』1983年、p.39。
- 3) 近畿地方建設局「びわ湖生物資源調査団中間報告(一般調査の部)」1966年2月、p.912。
- 4) 同上、P.913。
- 5) 農村問題調査研究会『都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における水・土地利用と地域構造の変化に関する研究』1984年、p.40。
- 6) 倉田亨「都市化・工業化に伴う琵琶湖漁業の変化」前掲農村問題調査研究会『都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における水・土地利用と地域構造の変化に関する研究』1983年、第2章3節、p.50。
- 7) 倉田亨「水産業 —水産業へのインパクト—」藤永太郎編「琵琶湖の開発と汚染」時事通信社、1975年、第3章第3節、p.p.211~215。

(榎 彰徳)

第2節 河川漁業の変貌

1. 河川漁業と川漁師

戦前の県下の河川では、他府県でもそうであったが、「川漁師」と呼ばれる川魚を採って商いとする者がいた。県下の主要河川ではかなり上流まで分布し、特に平野部の農耕地の拡がる場所よりむしろ山間部河川の川魚との人間の関わりがより密接であったようである。平野部では、農耕地用水としての河川の持つ意味合いが重視され、川魚の持つ意味は陰が薄くなるからであろう。しかし、山間部河川においても、川魚との関わりで生業を営める程のものではなく、多くは林業労務等との兼業の形をとる場合が多かった。春期～秋期に川魚採捕を、秋期～冬期に山林労務等をといった組み合わせの周年生業形態が定着していた。

戦前の河川漁業は、川漁師の行なう川魚採捕を言ったものであるが、戦後は後述するように、種苗放流を義務づけられた第5種共同漁業権を漁業者団体である河川漁業協同組合が免許を受けて行なうようになり、今日では遊魚者の遊魚管理を主目的とするようになってしまっている。今日の種苗放流による遊漁管理業は、ややもすと、「放した魚を釣らせて金にする」といった釣堀化の恐れさえある。舊っての河川漁業を見直し、河川縁住民と河川との関わり、あるいは山野の自然の中での河川のあり方を問い直す必要がある。舊っての県下の川漁師が営んだ河川漁業はどのようなものであったのか例述してみたい。

＜高時川の戦前の河川漁業＞

県下東北端の姉川上流河川で、福井県との県境にその源を発する丹生川と、岐阜県境に発する杉野川とが川合集落で合流し高時川となり、その下流は姉川となる。山間上流部の丹生川・杉野川周辺の積雪は3～5 mにも達し、県下でも春の最も遅い地域である。

この溪流に棲みつくサンショウウオ・カワドジョウなど以外は琵琶湖から遡上して来る魚が多く、なかでもアユの遡上数は多い。古くからこの遡上アユを主対象に漁業を行なって来たのである。

通例では、2月15日の「オコナイ（祭礼）」の頃、雪溶け水に誘われて、琵琶湖から先ずウグイが遡上し始め、それに続いてアユが遡上して来る。従って、高時川では、3月に入るとアユの姿を散見出来るようになる。このアユを追うようにハヤが、4月にはハス・ヒガイ（少ない）・モロコ（少ない）などが遡上して来る。川漁師にとっては、アユ以外は雑魚なのである。この遡上アユが川漁師の生業対象であり、4～10月の農繁期以外はアユ漁に取り組む。高時川の縁辺集落民の農地は、ほとんどが1～3反（1反前後が多い）で、高時川周辺の少ない平地を利用した飯米用水田である。集落民は、飯米農を営みながら、川漁と山林労務を生業として来たのである。

アユ遡上期には、高時川縁辺集落民はこぞってアユ（コアユ）採りを行なったもので、川へ集落民が入ると、黒い帯状となって遡上するアユの群を踏みつぶしそうな程であったという。その遡上（コアユ）量は600 kgを優に越えたと古老は推測する。アユ遡上量が多過ぎ、上流へ遡上して行っても発育しそうでない場合（アユが多過ぎると川底の礫・岩などにつく藻がアユ摂餌量として不足することが案じられる）、川合村下流側の堰で締め切って遡上数を調節したことがあった程だったという。アユは杉野川・丹生川へと遡上しながら成長し、8月中旬（土用を過ぎる頃）から10月にかけて「子持ち（抱卵）アユ」となって下って来る。

川漁は群泳するアユを対象とする網漁が主で、サデ網（図2-2-1）・スクイ網（直径3尺＝約91 cmのタモで袋の深さ3尺、柄は1.5～2 m前後で、「磯スクイ網」と称す）を用いる場合が多く、友釣（成魚対象）・箱目鏡掛け（図2-2-2、成魚を対象とし、四囲が板で底がガラス張りの樹状箱で水中をのぞき、竿先につけたモ

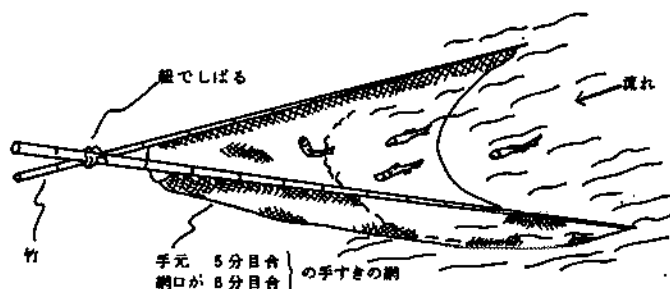


図2-2-1 下り持ち網として使うサデ網

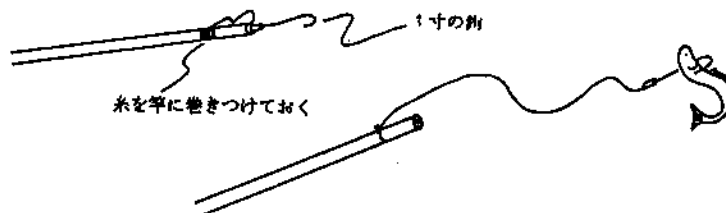
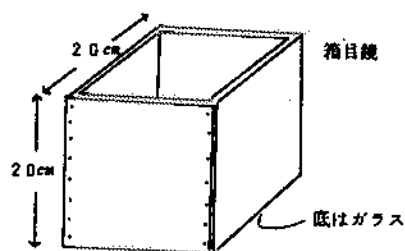


図2-2-2 箱目鏡掛けの道具立て

ドリのない1寸釣でアユを引っ掛けて採る）・投網も用いられた。これらの網は、コアユ網は5分(1.5cm)目合、ウグイ網は8分(2.4cm)目合とし、2種類の網を冬期雪深い時期に網すきしたものである。ただサデ網は、手元5分(1.5cm)目合、網口が8分目合としたものである。また県下でも珍しい便鉢(ベンバチ)漁法(図2-2-3)を行なう者もあった。

これらの漁法から窺えることだが、高時川では、集落民がこぞって出漁しながら、共同漁撈は一切なく、また漁をする地区割などもなく、集落間の入会などの取り決めもなかった。各集落毎の帰属流域を慣行的に守り、不可侵の不文律に従って漁を行なって来たようである。今日のような放流増殖事業をする必要もなく、湖産の天恵を分かちあう不文律の成立を暗黙裏に認めて来たものと思われる。

高時川縁辺集落には、丹生川・杉野川の合流点にある川合、高時川が平野部に入る直前にある所に位置する古橋、高時川から東1kmの山麓にある石道・小山があり、これらの集落は、行政的には明治以後戦前まで伊香郡高時村に属していた(現在の高時漁協地区に属する丹生川沿いの大見集落は

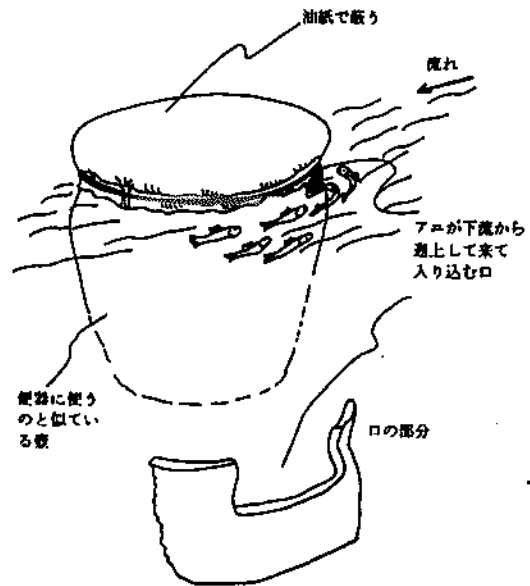


図2-2-3 便 鉢

当時は木ノ本村に属していた)。昭和恐慌の頃、滋賀県統計全書(1930年末現在)によれば、全村内漁業者175戸で全て副業従事となっている。石道・小山集落からは少数ではあったが、川合・古橋両集落では村民全てが春～秋期には川漁師と呼ばれ、秋期～冬期には炭焼き・伐採・植林などの山林労務に従事したのである。特に6月以後の夏期は、川漁従事の日数がことさら多く、「川漁師」と呼ばれる季節であった。

高時川の川漁師の採る漁獲物は、アユが8割、他にウグイ・ウナギなどが2割といった飛びを占めていたという。これらの漁獲物の7割が自家仕向け、3割が販売仕向けに供されたようである。この販売仕向け先は、ほとんどが木ノ本の料理屋5～6軒で、村民の誰が持って行っても買って呉れる、つまり村民の誰が売りに行ってもよいということになっていたという。なかには、川合に「アユ商」として採ったアユを水の入った桶に入れ、活(イ)かして長浜まで売りに行っていた川漁師もあったという。自家仕向けのアユも、自家食用として以外に、「オツカイモン」=贈答品として相当多用されたということである。自家食用として、春期の遡上コアユは干して、都市消費者(主として関西消費者)が使う煮干(イワシ)＝「ダシジャコ」と同様の用途を持つ一方、貴重な常用動物蛋白質食品として欠かせぬものであった。コアユは1本串刺しにするが、成魚の大アユは2本の竹串に刺しにして干したものである。囲炉裏に火のある時期には、囲炉裏の上に吊して燻干もしたものである。秋期の「子持ちアユ」は特に珍重された。また、どの家でも大きな桶(地元では樽と言う)に米糠と塩でアユを漬けた「ヘシコ」、内臓を抜いたアユを米飯で漬けた「アユ鮓(ズシ)」などの保存食品が作られた。その他、アユの内臓を塩とともに壺に漬けた「ウルカ」も、いわば栄養食品として常備されたものである。アユ鮓は、フナ鮓製法の転用と思えるものであるが、正月料理として欠かせぬものであったと言う。

以上のように、高時村民の生活にアユ漁は欠かせぬものとなっていたが、その上、春期～秋期には川漁師と

呼ばれながら、漁業にまつわる儀礼はほとんどない。川の守り神とされる神社も「水分け神社」（4月18日・9月28日の2回の祭礼）と呼ばれるものがあるが、ほとんど水害らしい水害に見舞われることがなく、高時川の古橋集落より下流は平野部で農業地帯が広がることを考えると、むしろ農業用水利との関わりを深きを感じさせる神社である。高時村民にとっては、「飯米殿」・「川漁」・「山林労務」のそれぞれが不即不離なものとして複合化され、村民生業・生活のベースであった訳で、季節的には川漁師と呼ばれはするが、農・漁・林業のいずれに対しても専業化し得ない、むしろ専業化しない形をとって来たのであろう。

与えられた立地条件の中で、天恵としての諸資源を「自然態」の形で享受する型が出来上っていたと見ることが出来る。それは、都市化・工業化の影が及ぶ前の「むら」の典型を見るように思える。

高時川の川魚へのインパクトは、戦時中に杉野川上流域で銅鉱山が開かれ、排鉱石をダムを作って捨てたため、鉱毒が流出し、イワナ・アマゴなどは生息しえたがアユの遡上は完全に無くなるという事態が起きたことが最初であろう。この杉野川へのアユ遡上の途絶は、高時川のアユ遡上にも影響していたと思われる。この銅鉱山（木ノ本町土倉近くの国道303号線の側）は、一時は300人もの鉱夫がいた程であったが、戦後、銅の輸入が再開されると廃鉱となり、1970年頃になってようやく杉野川へもアユが再び遡上するようになっている。

<安曇川上流の戦前の河川漁業>

安曇川上流域は朽木村であるが、福井県境に源を発する麻生川・北川、京都府境を一部越えて流れる針畑川の3支流がある。各支流と大野集落から上流の本流はいずれも山深い谷間を流れるが、柏・市場・野尻・荒川集落のあたりは平野部に近く、流れの蛇行も見られる。水量が多く、朽木村より下流では通常の河川漁業は技術的にむつかしく（川幅が広く水深があり過ぎる）、河口近くになってヤナ（築）・四手網漁（いずれも湖面漁協員が営む）が営まれている。朽木村内では、安曇川もようやく瀬が随所に出来るなど、河川漁業を行なうのに適した水量・水深となるため、古くから河川漁業が営まれる。

朽木村内の安曇川最下流域の集落である荒川まで、アユの天敵であるハスが遡上するが、それ以上はハスが遡上せず、朽木村内は、いわばアユの生息メッカとなる。安曇川へのアユの遡上は、2月～3月に雪溶け水が河口から流出し出すと始まる。遡上して来るアユは体長4～5cm（3g前後）であるが、安曇川内の伏流水が湧いている所などに（冬約15℃で一定）止まって越冬したアユ（体長17～20cmで体表がザラツキ気味で骨が硬い）が4・5月に採れることがある。

安曇川河口近くにはカトリヤナ（築）（1983年度『都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における水・土地利用と地域構造の変化に関する研究』図2-2-5参照）が、川を堰き止める形でアユ遡上を阻害するように施設されているが、戦前はイカダ流しがあり、イカダの「落し場（口）」として、減水時には川の中央部を2.5間（4.55m）開けていたが、これがアユの遡上通路ともなった。増水時にはヤナの中央口を閉めるため、アユ遡上が途絶え、魚道を開けるため朽木村からイカダを故意に流してヤナを壊したものだと言う。雪溶け水が多い程アユ遡上にはよく、雪溶け水が多い時はヤナが流されることもあった程だと言う。

昭和恐慌期の頃、滋賀県統計全書（1930年末現在）によれば、朽木村の農家戸数737、そのうち専業55戸・兼業682戸、この兼業農家のほとんどが林業を営み、そのうち268戸が河川漁業をも営んだとされている。ちなみにいえば、当時の朽木村内の耕地面積519ha、そのうち米作面積432haであるが、林業では、天然造林面積109.09ha、人工造林面積16.07ha、伐採面積32.23ha、林業所得の87%が木炭製造販売、その他に柴草販売6%、樹皮販売4%といった状況であった。

朽木村でのアユ漁は、4月～9月で、巻網（立ち1m×長さ7～8m）漁・「ヒッカケ」（高時川の箱目鮫掛けと同じ）漁・投網・友釣が用いられた。漁獲物は、自家用惣菜・贈答仕向けとして用いられる一方で、販売仕向け量もかなり多くに及んだ。特に、藁（ワラ）づとに竹串に刺したアユを佃煮裏端に立て並べて立てて焼

き干し(から焼き)したものは、「ダシとり」(汁物の調味源として用いる)に常用され、今日でも、火であぶり干しにして、針畑・雲洞谷(ウドウヤ)集落ではソーメン・ダシとして使う家もある。販売仕向けのアユは、市場集落にあった魚揚場に集められ、5~6人の「運び屋」と呼ばれるいわば活(イケ)魚仲買人(5~7月のみ従事し、他の時期は農林業に従事する)が買い売り歩いた。その販路は、京都の祇園(ギオン)や雄琴の料理屋が主で、途中で桶の水を替えながら運んだといわれる。朽木のアユは芳香がよいとして知られていたのである。

朽木村でも、高時村と同じく、川漁師は農林業者の兼業であり、年間30~120日の出漁だったという。村内の川漁師にとっては、飯米農・薪炭業・川漁が複合化されていた。ただ、高時村ほどの村民あがての川漁ではなく、「自作地主農業専業」、「小作農業・薪炭業の兼業」、「小作農業・薪炭業・川漁業の兼業」の類型分化がある中でのそれであった。勿論、自作農業と薪炭業の兼業者、あるいはその川漁業従事者もあったようではある。また山林地主はほとんど自作地主層に限られていたようである。

<その他の河川の戦前の河川漁業>

1983年度・1984年度研究報告「都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における水・土地利用と地域構造の変化に関する研究」で、高時村および朽木村の農業・村落構造を詳細に述べているため、河川漁業の例示対象として敢て選んだが、他の県内河川漁業について触れておきたい。というのは、例示した安曇川上流域の朽木村も姉川上流域の高時村も林業と河川漁業の複合化が典型的なところであるが、他の県内河川漁業は必ずしもそうした形ではない。特に湖東南部のいわば江洲平野を貫く愛知川・日野川・野洲川水系では、上流域でもむしろ農業への関わりが極めて強い。それだけ河川の周辺農業への水利機能が高くなり、生業対象としての河川利用の意味は希薄化する。つまり「川漁師」という固有名詞は限られた村民にしか使われず、ほとんどの村民が川漁をするからと言って川漁師とは言わなくなる。

例示した高時村・朽木村にしても村の発生史にさかのぼれば、湖岸に私有地を持ちえなかった漁師ないしは「海人」の系譜を持つ人々の水辺をたどっての定住形態ではないかと思えるフシがある。この由来は今後の研究課題となるところである。これに反して平野部農耕地では、零細小作農民の生活救済的な川漁を地域内で認め、川漁特権と軍事的川筋防備の任を与えるなどした藩制時代の残映が、西日本では多く見られる。こうした残映は村民の意識の中に残り、川漁師の呼称は零細小作農の代名詞のように受けとめ、「川漁をする」ことと「川漁師である」ことを分ける気風が残っている。こうしたことが、県下の平地農村部にも随所にあるようで、川漁はするが、川漁師とは余り言わないところが多い。

例えば、野洲川上流の土山集落周辺でも、川漁をする集落民の中で、川漁師は限られた販売仕向け用アユ採りをする者を指しているようで、川漁をするからといって必ずしも川漁師とは言わなかった。1930年末の滋賀県統計全書によれば、土山町全農家戸数570、本業漁撈3戸、副業漁撈110戸となっており、川漁をする者113戸、そのうち非農業の3戸が川漁師と言われることになるのであろう。しかし、古老によれば、統計上の区分はともかく、土山の農家の半数は川漁を大なり小なり行なったという。しかも、この地でも農家の動物蛋白質食料源としての川魚利用の度合は決して低いものではなかったという。湖西一帯は湖岸から約2km、湖東一帯は約5kmの範囲の湖岸周辺平野部では、湖産鮮魚の供給が行商などの手によってかなり肌理細かく行なわれていたが、その外延部の河川周辺は、目立たないが、河川魚への依存がかなり定着していたと考えらる。土山町は湖岸から30km以上離れており、古老の証言は当然なことであっただろう。

野洲川上流では、安曇川・姉川上流と異なり、魚種も多く、アユ・ウグイ・ハスなどの外、アブラハヤ(アブラムツ)・ムツ(カワムツ)・スナホリ(カマツカ)・ウキス(ズナガニゴイ)・ゴリ(ヨシノボリ)・カジカなど、さらにシジミまで蓄ってはいたという。

アユ漁などは他の河川と変らないが、変ったところでは、4月中旬に「カジカのタマゴとり」をしており、

戦後も1960年頃まで行なっていたという。カジカ(関西では別名ドンコ)は、当地では4月に瀬の石の裏などに産卵をする。浅瀬の石を裏返して、産みつけられている卵を採用し、籠に入れて塩を少し振りかけて、囲炉裏端に吊るして乾燥させて釣餌店に売ったものである。カジカの卵は、イワナ・アマゴの最高の釣餌として高価なものであった。また、7月には遡上して来るヨシノボリを採る「ゴリスクイ」を行なう。これは、主として夫婦で、図2-2-4に示す金網製三角網を1人が受け、もう1人がコネ板でヨシノボリを川下側から追い込んで、すくい採る漁法で、長雨が過ぎ河川の流水量が減って来た時に瀬で行なったものである。

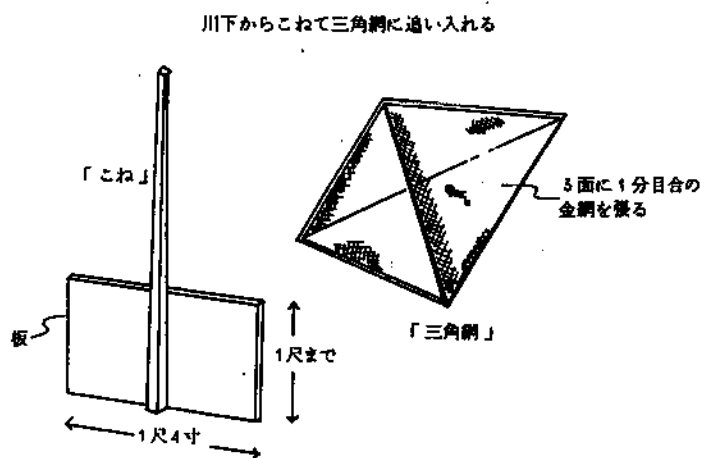


図2-2-4 ゴリスクイ道具立て

野洲川は農業用利水を図るための井堰が多い河川であるが、それでも

当時、アユ遡上量は多く、漁具で採る(滋賀県統計全書の漁撈兼業扱いは漁具を用いる者のみではないかと思える)までもなく、農作業に出向く折に、井堰(井手)に「茶籠(口が1m直径程度の竹籠)」を漬けておくと、帰路に揚げて帰るだけで「1升~2升のアユが採れたものだ」ということである。そうした河川周辺農民の惣菜採りも多かったようで、平野部の河川周辺集落で極く普通のことであった。

平地農村部では、「川漁をする」ことと、「川漁師」を分けるようになると先述したが、川漁師として他の者と明確に区別するようになる決定的な場合は、「漁籍」の存在である。これは藩制時代からのものであるが、先に1983年度報告(P46~47参照)で鴨川のみにあるアユ追サデ網特権と同様に、入漁特権化が、その権利に関わる集落民を川漁師として明確に他の集落民から区別するようになる。こうした漁籍の存在するところでは、惣菜漁といえども一般集落民の入川は手控えられ、川漁師としての職能が確立するわけである。

今日では、築は河口近くに設置し、湖面漁協員が免許を受けているが、戦後の1960年頃より以前は、河川のかなり内陸部でも築が設置され、漁籍と称して行使権を継承していたものである。各漁籍は、各集落毎あるいは特定集落内の特定数の行使権者集団によって管理・使用される場所の権利を指す。野洲川の場合も、1930年当時、上流域である甲賀郡内だけでも、石部町1、三雲村2、岩根村1、柏木村1、水口町1を数える。姉川河口南浜のアンドン築、安曇川河口近くのカトリ築などのように魚捕部に特別の工夫をこらした築ではなく、素朴な仕切り築でアユを主対象にしたものが設置されていた。多くは4~7月が漁籍の築行使期間であった。

2. 河川漁協と河川漁業

戦後、1949年漁業法によって、内水面漁業は増殖の義務が定められ、河川漁業は第5種共同漁業権漁業となり、漁協に漁業権免許されることになった。しかも、非漁協員に遊漁させる場合は遊漁規則を定め、それを知事が認可することになった。漁協は、1948年水産業協同組合法によって、河川漁業を行なう場合は、年間30~90日従事する者20名以上をもって設立出来ることになった。この30~90日の従事者を正組合員とし、漁協が河川漁業に参加していると認める者を准組合員として認めることが出来ることになった。既

表2-2-1 河川漁協の概況（滋賀県『滋賀の水産・昭和59年度版』より）

整理 番号	組 合 名	所 在 地	組 合 員 数			設 立 登 記 年 月 日	組 合 地 区	
			正	准	計			
出 資 組 合	1	葛川漁業協同組合	大津市葛川 坊村町237-37	196	14	210	25. 5. 1	堅田町旧葛川村
	2	勢多川漁業協同組合	大津市田上 稻津町168	58	3	61	25. 6. 22	川上稲津、川上黒津、川上太子町、田上関の津、竜川町、曾東町、大石東町、大石淀町、大石富川町
	3	野洲川漁業協同組合	甲賀郡甲西町夏見	520	200	720	49. 5. 15	石部町、甲西町、水口町、甲南町、甲賀町
	4	土山漁業協同組合	甲賀郡土山町 北土山1715	383	391	774	26. 3. 27	土山町、甲賀町岩室
	5	日野町漁業協同組合	蒲生郡日野町 西大路871-3	63	129	192	41. 4. 8	日野町
	6	愛知川漁業協同組合	神崎郡永源寺町 高野386-2	221	927	1,148	25. 12. 23	旧永源寺村、旧西小椋村、旧御園町
	7	愛知川上流漁業協同組合	神崎郡永源寺町 大字政所 987 (永源寺町生活改善センター内)	279	-	279	26. 3. 20	永源寺町、夢畑、杜葉尾、黄和田、政所、笹川、蛙谷、君ヶ畑、茨川
	8	大滝漁業協同組合	犬上郡多賀町 大字川相366	187	-	187	25. 8. 10	旧大滝村
	9	多賀漁業協同組合	犬上郡多賀町 河内373	64	25	89	26. 5. 14	多賀町(除旧大滝村)
	10	高時川漁業協同組合	伊香郡木之本町 川合1250	115	66	181	26. 8. 2	大見、川合、古橋、石道、小山
	11	杉野川漁業協同組合	伊香郡木之本町 杉野2625	93	32	125	26. 6. 20	旧杉野村
	12	草野川漁業協同組合	東浅井郡浅井町 野瀬1055	58	-	58	27. 3. 10	浅井町東学区
	13	姉川上流漁業協同組合	坂田郡伊吹町 吉槻785-3	268	-	268	27. 4. 30	伊吹町
	14	丹生川漁業協同組合	伊香郡余呉町大字 上丹生2714	319	-	319	26. 7. 7	旧丹生村、中河内
	15	余呉湖漁業協同組合	伊香郡余呉町 川並351	23	-	23	25. 4. 15	川並、下余呉字江戸
	16	柳ヶ瀬川漁業協同組合	伊香郡余呉町 柳ヶ瀬157	30	-	30	40. 2. 12	余呉町大字小谷、柳ヶ瀬、檜坂
	17	三谷漁業協同組合	高島郡今津町 保坂327	128	-	128	26. 3. 2	南生見、北生見、追分、角川、保坂、途中谷、椋川、杉山
	18	天増川漁業協同組合	高島郡今津町 天増川77	22	-	22	26. 8. 20	天増川

整理 番号	組 合 名	所 在 地	組 合 員 数			設立登記 年月日	組 合 地 区
			正	准	計		
出 資 組 合	19 広瀬漁業協同組合	高島郡 安曇川町長尾	70	109	179	26. 7. 17	新旭町、西万木、下古賀、上古賀、長尾、中野、南古賀、田中、常盤木、安井川
	20 朽木村漁業協同組合	高島郡朽木村 大字市場667	515	84	699	26. 8. 2	朽木村
	21 高島鴨川漁業協同組合	高島郡高島町富坂	45	77	122	38. 9. 13	旧高島村、水尾武曾
非 出 資 組 合	22 大戸川非出資漁業協同組合	大津市田上 牧町10	21	13	34	26. 10.	大鳥居町、牧町、平野町、中野町、芝原町、新免町、桐生町、堂町
	23 蒲生町 "	蒲生郡蒲生町 市子川原676 (蒲生町役場内)	23	20	43	41. 6. 8	蒲生町

に、漁業組合として戦前に発足していたところでは、実質的には名称変更と組合員資格のチェックのし直し、さらに放流の義務化に対応したに過ぎなかった。表2-2-1にみられる設立年が昭和25・26年(1950・1951年)のものは、そうしたものおよび新しく分立したものである。

それにしても、河川漁協は、組合員数の上では、湖面漁協よりはるかに組織的に大きいことになった。河川での惣業用川魚受益者までが含まれたからに外ならないが、表2-2-1では設立当時より変化しているものの、1984年時の湖面漁協41組合、組合員総数2,887人、1組合平均70.4人であるのに対して、河川漁協では23組合、組合員総数5,891人、平均256.1人と、湖面漁協の3.6倍に及ぶ。しかし実際には、河川漁業に参加する組合員数は減少し、今日では出資しているだけの組合員が非常に多いという組合が増えている。つまり、設立時の惣業用川魚受益者は、放流事業の活発化と有料遊魚者の増加に伴ない、特に1965年以後、川漁に参加する組合員数および参加出漁日数は急速に減少する漁協が増えているという訳である。それは、河川漁協の存立を他に認知させる社会的基盤が組合員の頭数以外に確実なものがないことによる。戦後、第5種共同漁業権として10年の期間用益権となったが、河川の生物環境維持を図ることが名目上の目的とされ、生産をあげるという色彩が希薄化し、遊漁者対象事業化するなかでは、ことさら、そうした頭数が多くなれば社会的発言権すら後退するという防衛的な感覚が強まるからである。

いずれにしても、高度経済成長期に入って以後、農林業や海面・湖面漁業では、若年家族の他産業への就業が強まり、農林漁業とも後継者問題が発生する、あるいは世帯ぐるみで脱農・脱漁が進んだことはよく知られている。そのため、農・漁協員の減少や農・漁協自体の不活性化あるいは解散にまで至るものが出て来るといった事態が進んだのである。ところが、河川漁協は、名目的にせよ、組合員数を確保ないし増加させ、表2-2-1にみるように新規漁協の増設(1963年1漁協、65年1漁協、66年2漁協、74年1漁協)すら相次いでいる。こうした河川漁協の動向は全国的な傾向ともいえなくはないが、滋賀県下ではその傾向が顕著に表われている。

名目的な組合員が多いとはいえ、県下23漁協中21組合が出資組合であり、出資義務を果たしている正規組合員で、その員数が多いまま継続し、しかも河川漁協の増設すら図られて来たという現象の中に、河川漁業の、さらには河川漁協の特徴と、様々の変貌を幾多内包しているとみたい。

戦前の恐慌後の農山漁村経済更生計画、それに次ぐ戦時食糧増産推進に端を発するのであろうが、戦後の食糧増産復興諸計画およびいわば農業生産倍増計画など、あるいは戦後の工業振興のために、河川水の高利用時代を迎え、主要河川での各種井堰やダムの建設が随所に進んだ。また他方、戦中・戦後当初にかけての河川上流域での山林の乱伐による恒常的な流水量を保つことが出来なくなるなどによって、河川水族（魚類および餌料生物等）の生息条件に大きな悪化を招いた。こうしたことが、戦後、漁業法によって河川漁業資源の増殖のための放流を義務づけてはいたが、法制上の義務を伴うまでもなく、放流を必須とする事態となって行った。例えば、先に例示した安曇川上流の朽木村でも、1949年長尾ダムが完成し、アユ遡上が阻害され放流せざるをえなくなったことが、漁業権申請・漁協設立の動機となったと地元では思い込んでいる程である。朽木漁協は、その翌年から10万尾の稚アユの放流を始めている。

安曇川の例にもれず、県下のいずれの河川も、漁協設置・漁業権取得（第5種共同漁業権は漁協にしか免許されない）後、法規的にも、またアユ等の遡上条件の悪化によっても放流の必要に迫られたのである。しかも、高度経済成長期に入るや、河川のアユ等の遡上条件の悪化は、いわゆる「日本列島開発」ブームの影響もあって、後述するように急速に進んだ。それと同時に、高度経済成長に伴う国民所得の向上は、いわゆるレジャーブームを呼び、特に1965年頃から県内河川へも遊漁者が殺到するようになり出した。こうした状況の変化は、種苗放流量を増加せざるをえず、しかも漁協員の副業用受益の相対的減少を招くに至る。また、放流量を増加するためには遊漁券収入の増加を図る必要がある。こうして河川の遊漁利用と種苗放流量増加の徹底化への傾斜はますます強化される訳である。遊漁者が県下各河川へ殺到し出して、最北東端の来遊者の殺到の遅れる筈の高時漁協での1969年～1974年の間の遊漁者の急速な増加、放流量の急増などをみたものが表2-2-2である。

表2-2-2 高時漁協における漁業権行使者、遊漁者及びそれぞれの料金と魚種別放流量・放流費の変化

		1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年
A. 漁業権行使者人		685	690	556	565	610	533
B. 遊 漁 者人		482	677	889	922	1,251	1,366
A+B(計) 人		1,167	1,367	1,445	1,487	1,861	1,899
漁業権行使料円		125,000	60,000	95,200	195,500	311,000	411,400
遊 漁 料円		288,400	472,800	709,600	867,700	1,237,300	1,363,300
計 円		413,400	532,800	804,800	1,063,200	1,548,300	1,774,700
放 流 金 額	ア ユ 円	1,210,100	1,671,400	2,351,000	2,529,000	3,615,000	8,625,000
	ニジマス 円	85,000	138,500	90,000	143,500	167,000	292,600
	ウナギ 円	92,000	72,000	14,000	1,800	30,000	100,000
	その他 円	36,000	41,000	24,000	45,000	42,000	36,000
	計 円	1,423,100	1,922,900	2,479,000	2,719,300	3,854,000	9,053,600
放 流 量	ア ユ kg	1,889	2,537	3,400	2,240	2,410	3,410
	ニジマス kg	160	277	180	287	355	418
	ウナギ kg	115	95	20	20	25	50
	その他 kg	180	205	120	150	130	120

備考 高時漁協資料による。

1970年頃にはモータリゼーションが完全に一般消費者に普及したのであるが、それは河川遊漁者の来遊増加に貢献すると同時に遊漁行動の機動性を高め、遊漁料徴集（遊漁券販売）・監視努力を以前にも増して強めざるをえなくすると共に、遊漁者の駐車場・休憩所などまで必要となるに至ったのである。

このようにして、河川はあたかも釣堀化する面が強まりつつあるし、河川漁協は遊漁対象魚の放流を主とする遊漁管理団体化の色彩を強めて来ている。例えば、1975年の県下各河川漁協の事業費等の内訳をみても、表2-2-3に示すように、放流種苗費が総事業費に占める平均比率で46%、監視員費・河川管理費を含めると平均で約73%を占める状況にある。また、他面では、遊漁者来遊以外にも、河川への後述する様々のインパクトが強まり、遊漁者の遊漁マナーの劣化に伴う管理業務とも併せて、河川漁協は河川の自然系保護団体化の色彩をも強めて来たのである。この点で言えば、県下の河川への湖産魚の遡上量は、近年減少して来ているというものの、1975年には表2-2-4に示すような天然遡上魚があり、これらの遡上魚が見られなく

表2-2-3 県下の河川組合別放流事業経費（1975年）

漁協	監視員費 (円)	放流アユ 種苗代 (円)	その他 放流費 (円)	事務費 (円)	河川 管理費 (円)	施設費 (円)	負担金 諸税公課 (円)	その他 (円)	合計 (円)
鴨川	40	400	180	60	50	20	122	—	872
葛川	184	1,308	80	900	280	80	310	520	3,662
朽木	1,700	4,500	1,000	4,110	5,412	362	139	622	17,845
広瀬	1,794	992	620	1,177	113	465	98	58	5,317
天増	5	747	105	—	—	—	6	—	863
三谷	240	1,500	200	250	850	400	200	—	3,640
柳ヶ瀬	10	229	49	6	35	—	24	8	361
余呉	50	516	22	10	10	10	38	10	666
丹生	70	3,308	50	185	877	—	189	394	5,073
高時	100	750	82	75	—	20	25	493	1,545
高時川上流	90	2,000	100	5	100	5	23	10	2,333
杉野	27	220	—	5	30	50	8	—	340
草野	400	1,700	150	70	100	—	30	700	3,150
大籠	500	1,500	—	100	200	100	45	—	2,445
多賀町	78	1,052	—	917	40	20	33	—	2,140
愛知川上流	80	901	52	60	50	10	28	—	1,181
愛知川	900	2,200	—	290	450	200	200	260	4,500
日野	不 明								
蒲生	50	100	20	35	40	30	30	400	705
土山	20	320	30	100	200	100	5	40	815
野洲	900	1,000	200	1,000	400	700	150	—	4,350
大戸	126	595	15	543	120	—	57	232	1,688
勢多	300	500	25	—	90	50	6	350	1,321
平均	348	1,197	135	405	429	119	80	186	2,899

表2-2-4 県下の河川(漁協区)別魚種別の琵琶湖からの湖上状況

	鴨川	葛川	朽木	広瀬	天増	三谷	柳ヶ瀬	余呉	丹生	高時	高時上流	杉野川	草野川	大滝	多賀町	愛知川上流	愛知川	日野	瀨生	土山	野洲	大戸川	勢多川	
ヤマメ			○									○	○											
ピワマス	○		○	○			不明	不明		○	○	○	○		○		○	不明	○	○		不明	不明	不明
アマゴ							不明	不明				○	○					不明	○			不明	不明	不明
イワナ					○							○												
アユ	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○		○		○	○				
ヤリタナゴ												○		○										
その他タナゴ	○																							
ヒガイ										○														
モツゴ										○														
カマツカ		○	○							○										○				
ニゴイ	○		○											○						○				
カジカ	○		○																					
タモロコ	○									○		○								○				
ホンモロコ			○							○		○								○				
ウグイ	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○		○		○	○				
アブラハヤ						○				○		○			○		○		○	○				
タカハヤ		○															○							
カワムツ										○	○	○								○				
オイカワ	○	○	○							○		○		○		○			○	○				
ハス	○		○							○		○		○	○		○		○	○				
コイ	○					○						○			○					○				
ニゴロブナ	○									○														
ドジョウ	○											○								○				
シマトジョウ	○											○								○				
ギギ										○		○												
アカザ										○														
ヨシノボリ															○									
ナマズ	○		○							○										○				
ウナギ	○	○	○			○			○	○		○	○	○						○	○			
	15	6	12	3	2	5			2	17	4	18	6	5	9		7		17	3				

備考. 昭和50年に各漁協に聴取調査した結果による。遡上量推定も行なったが省略する。

なるようなことがあれば、河川漁協は完全に釣堀管理団体化する恐れがある訳で、そうしないためにも河川周辺住民の幅広い自然系保護への協力を待つ必要があるのであろう。こうした点に河川漁協組合員が相対的多数を占めることの意味もあるのであろう。

3. 都市化・工業化に伴う河川漁業の変化

河川漁業がいわば釣堀管理団体化しつつあること、自然系保護団体化の側面も強まりつつあることを先述したが、これとともに、漁業法の規定した河川漁業の機能の2極尖鋭化に外ならない。しかし、こうした2極尖鋭化は、高度経済成長期の諸インパクトによって誘導・推進されたとみるべきだろう。

まず、高度経済成長期に著しく進んだ河川そのものへのインパクトによる河川漁業への影響の第一に、先述したダム・井堰の急増の影響があげられる。そこには農業用河川水利用の高まりもあろうが、しかし戦後の河川水源地周辺の乱伐に伴う河川水の流量調節と一部は電力開発である。この河川水の流量調節は琵琶湖の水位安定を最大の目的としていたと見ることが出来る。京阪神地帯の工業用水および都市用水の最大の供給源である琵琶湖の水位の安定を求めることの重要性が、高度経済成長期にとりわけ高まったからである。つまり琵琶湖流入河川の水量調節は、京阪神の水需要の急増への対応手段の一つとして重要なこととなったのであろう。形は間接的ではあるが、都市化・工業化の進展が県下の河川のダム・井堰等の増設を促した訳である。このダム・井堰等の急増の結果、1975年には、

表2-2-5にみるように、県内23河川で161カ所のダム・堰堤・頭首工が設けられていた。特に多いのは、犬上川（大滝）32、杉野川17、愛知川17、日野川16、石田川（三谷）10などであった。しかもこれらのダム・井堰等のうち111カ所（約70%）は魚道がないままで、魚道があっても流量の変化でその機能を発揮しえない不完全なものも数多く、湖産魚族の遡上を阻害するという点では重大な河川漁業への影響を与えたのである。

それに加えて、ダム・井堰等による水量調節機能は、アユ等の遡上誘導そのものにかかなり大きな影響を与えるものであった。嘗てダム・井堰のほとんどない時代でも、冬期の積雪量が少ない年には遡上量が減少する程敏感に作用したものであるが、ことさら、春先の雪溶け水がダムに取り込まれ、河口まで十分な雪溶け水が流下しないと、地元漁師のいう「ハナのドロ（水）」が琵琶湖に注がず、アユの遡上は完全に停止しかねない状況すら生むに至ったのである。先述したように、法規上の義務とはいえ、また遊漁者

表2-2-5 1975年現在の県下の河川漁協地区別の堰堤・頭首工の数、汚濁水などのカ所数

	ダム・頭首工・堰堤があって魚道のないもの	ダム・頭首工・堰堤があって魚道のあるもの	汚濁水などで問題になる所
鴨川	1	3	—
葛川	4	2	1
朽木	—	5	—
広瀬	—	1	—
天増	—	1	—
三谷	4	6	1
柳ヶ瀬	6	2	—
余呉	1	—	—
丹生	—	1	—
高時	—	4	3
高時上流	1	4	2
杉野川	17	—	—
草野川	3	—	2
大滝	31	1	1
多賀町	—	7	—
愛知川上流	2	1	1
愛知川	15	2	1
日野	16	—	—
蒲生	—	1	1
土山	2	2	—
野洲	—	3	7
大戸川	2	4	—
勢多川	6	—	12
合計	111	50	32

増加ともあいまって、河川漁協の種苗放流量を急速に増やさざるをえなくすることになったのである。

河川そのものへのインパクトによる河川漁業への影響の第二は、河川でのジャリ採取および河川沿いで土木工事等の影響である。図2-2-5に示すような、鴨川・石田川など流下傾斜の急な河川では採取出来る程のジャリの堆積がないが、湖西側では安曇川、湖東側ではいずれの河川でも流下傾斜が緩く、ジャリの堆積が多い。こうした河川のジャリ採取が増加し出したのは、いずれの河川でも1965年前後からという。いずれの河川でもジャリ採取業者から放流対策協力金をとるという形で妥協はしているものの、ジャリ採取に伴って、河川敷でジャリを洗い濁水を流してアユ等の散逸を促し、流れた濁水の沈降によって川底の砂礫や岩の藻(アユは藻を摂餌する)が蔽われ、間接的にアユを駆逐する。

また、河川周辺での土木工事の頻発化は、降雨があればたちまち濁水が河川に流入し、砂礫や岩を泥で蔽う。ところが、有機質の混入しない無機質泥(山膚の赤土など)は、それが極く少量であっても容易に流れ落ちず、流水中에서도砂礫や岩に付着して長期に亘って藻の発生を阻害する。ジャリ採取のない例としてあげた鴨川上流沿いで林道工事が行われた後、それまで瀬ヒアユの体長が30cmにもなったが、工事後約15cmにしか成長しないままの年が10年近くも続いたという。

こうしたジャリ採取や河川周辺での土木工事の多発は、まさに高度経済成長下の土木事業の活発化によるもので、それは工業の進展、都市開発に裏打ちされての活発化に外ならない。

河川そのものへのインパクトによる河川漁業への影響の第三は、既に多くの報告がなされているように、河川への農業排水・工場排水・家庭排水の流入および家庭廃棄物の流入による影響である。それも石油化学産業の高度の発達に伴う諸薬品・物資・その他有物質の混入による河川の汚染が最も多く問題になり出したのは、工業化の進展の結果に外ならず、多くの河川で紛糾の種を播き、それも河川魚の放流対策協力金による妥協を強

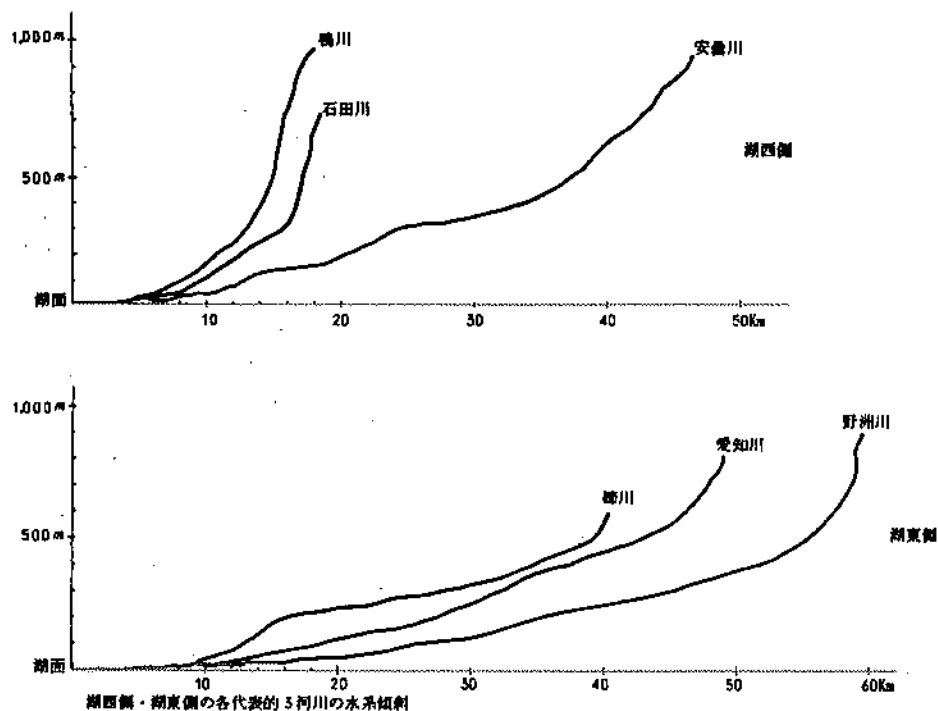


図2-2-5 湖西側・湖東側の各代表的3河川の水系傾斜

制されている例が多い。

以上の3点が河川へのインパクトによる、いわば河川（水）の変質による河川漁業への影響の大きかったものである。これらによって、河川漁業は、種苗放流を強め、いわば釣堀化への傾斜を急速に強めさせて来たといえる。

こうした河川へのインパクトによる河川自然系そのものの破壊を促がす事態が強まることに対応して、いわば自然系保護団体化の色彩も強めて来たのであり、それは同時に、そうしたインパクトに対して事ある毎に放流対策協力金を強く求めるための手段的姿勢としての強まりでもあった。

他方、既に述べた遊漁者の増加は、所得向上によるレジャー享受者の増加をベースとしていると捉えることも出来る。しかし、都市の市街化が進み過ぎ、緑の空間の喪失域の拡大によって、野山・河川の自然環境の中での一時を求める気運の急増という背景があることは忘れる訳にはいかない。そうした意味から言えば、遊漁者の入川数の増加と、各地元民の食料自給的河川漁の後退という現象を重ねて見る時、嘗っての農山村の河川周辺集落民が持っていた河川魚受益という伝統的地域権益が希薄化することと入れ違いに、都市化・工業化の進展するなかで、その進展に最も浸蝕されている都市住民に自然系（生態）環境へのいわば回帰場所を提供するという側面が顕在化しつつあるとも見ることが出来る。この側面があるからこそ、河川漁協のいわば自然系保護団体化の強まりが、遊漁事業の尖鋭化と2極化の形をとりえているのであろう。

（倉田 亨）

滋賀県琵琶湖研究所から、「琵琶湖集水域の水および土地の利用状況と地域構造の変化に関する研究」の委託を受けた

都市化・工業化に伴う琵琶湖集水域における

水・土地利用と地域構造の変化に関する研究（3）

財団法人 農村問題調査研究会 1985年3月収録の論文。